

平成30年10月 4 日（木曜日）

第 4 号

平成30年第3回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第4号

平成30年10月4日（木曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
大越農子君	
副委員長	
畠山みのり君	
船橋賢二君	
赤根広介君	
中野渡志穂君	
佐野弘美君	
沖田清志君	
笠井龍司君	
村木中君	
田中芳憲君	
花崎勝君	大崎誠子君
三井あき子君	
遠藤連君	

出席説明員

総合政策部長	小野塚修一君
総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
総合政策部 空港戦略推進監	豊島厚二君
総合政策部次長	山本文彦君
空港運営戦略推進 室長	高野瑞洋君
国際局長	中島俊明君
交通政策局長	柏木文彦君
航空局長	竹花賢一君

交通政策局次長	宇野稔弘君
空港運営戦略推進室 次長	薬袋浩之君
計画推進担当局長	谷内浩史君
研究法人室長	横田喜美子君
胆振東部地震災害 復興支援室長	安加賀雅浩君
新幹線推進室長	田中勝君
総務課長	萩野浩子君
空港運営戦略推進室 参事	上原和信君
同	吉田健二君
計画推進課長	石川政宣君
研究法人室参事	芹田雅浩君
国際課長	櫻井達美君
地域戦略課長兼 空港運営戦略推進室 参事	工藤公仁君
兼胆振東部地震災害 復興支援室参事	
交通企画課長	田中仁君
新幹線推進室参事	高橋良男君
航空課長兼 空港運営戦略推進室 参事	清水茂男君
航空企画担当課長	藤嶋泰道君

総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
総務部職員監	山岡庸邦君
総務部危機管理監	橋本彰人君
総務部次長 兼行政改革局長	古屋義則君
人事局長	佐藤則子君

【第1分科会 10月4日 第4号】

財政局長	森 隆 司 君	消防担当課長	市 川 晶 一 君
法務・法人局長 兼大学法人室長	村 井 篤 司 君	防災航空室長	山 北 一 徳 君
危機対策局長	辻 井 宏 文 君	北方領土対策課長	中 島 竜 雄 君
北方領土対策局長	平 塚 利 晃 君	議会事務局職員出席者	
総務課長	青 木 真 郎 君	議事課主幹	西 本 司 君
行政改革課長	田 辺 きよみ 君	議事課主査	浅 水 舞 君
人事課長	猪 口 浩 司 君	同	小野寺 輝彦 君
給与服務担当課長	増 田 弘 幸 君	同	伊勢村 亮 君
財政課長	古 岡 昇 君	同	高 橋 学 君
法制文書課長	佐 藤 充 孝 君	同	羽 生 孝 之 君
危機対策課長	加 納 孝 之 君	同	中 川 雅 年 君
防災教育担当課長	三 角 靖 枝 君	同	井 溪 雅 晴 君

午前 10 時 開議

○大越農子委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔浅水主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

船 橋 賢 二 委員  
佐 野 弘 美 委員

であります。

○大越農子委員長 それでは、議案第1号及び第25号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○大越農子委員長 10月3日に引き続き、総合政策部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 おはようございます。

通告に従いまして、以下、総合政策部所管事項について伺ってまいります。

このたびの北海道胆振東部地震では、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、ブラックアウトの発生により道内全域が停電するなど、本当に大きな影響を及ぼしたところであります。

そこでまず、道は、このたびの地震による被害についてどのように受けとめているのか、その認識をお伺いいたします。

○大越農子委員長 総合政策部長小野塚修一君。

○小野塚総合政策部長 このたびの地震による被害についてでございますが、本道では、先月6日未明に、これまで経験したことがない最大震度7を記録する地震が発生し、震源地はもとより、全道各地に甚大な被害をもたらし、とうとい命が失われるとともに、多くの方々が負傷されたところでございます。

この地震により、家屋の倒壊や断水、道路の決壊、林地の大規模崩壊などに加え、道内全域での停電によるライフラインの寸断、産業被害の拡大など、住民の方々の暮らしや産業活動に広範かつ多大な影響が生じているところであり、道といたしましては、引き続き、災害の応急対策に全力で取り組むとともに、速やかに復旧・復興対策を進めていくことが何よりも重要と認識しております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 被災地域では、今なお、余震が続いており、また、台風の影響による大雨、強風などもあり、多くの方々が不安な日々を過ごされております。

今後、被災地域の復興に取り組んでいくに当たっては、被災地域の現状をしっかりと受けとめ、今後の復興に向けて何が必要となるのかを検証した上で取り組んでいくことが求められていると考えます。

検証なくして復興なしと考えますが、所見を伺います。

○大越農子委員長 胆振東部地震災害復興支援室長安加賀雅浩君。

○安加賀胆振東部地震災害復興支援室長 災害による影響などの検証についてであります。このたびの地震は、住民の方々の暮らしや産業活動に甚大な影響を及ぼしているところであり、道としては、今後の防災・災害対策に生かすため、災害対応の検証を行う委員会を設置し、道内における防災力の強化に努めることとしているところです。

また、被災地域の復旧、復興に向けては、復興に向けた地域の実情や今後の地域復興策へのニーズをしっかりと把握することが重要であることから、10月1日付で胆振東部地震災害復興支援室を設置したところであり、道としては、こうした体制のもと、迅速な復旧・復興対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中野渡志穂委員 道は、このたびの北海道胆振東部地震による被災地域への復興支援を行うため、胆振東部地震災害復興支援室を設置したと承知しております。

今なお、余震が続き、避難所にも多くの方が避難をされている状況にございますが、このタイミングで、被災地域の復興に向けた支援を担う組織を新設するに至った考え方をお伺いいたします。

○安加賀胆振東部地震災害復興支援室長 支援室の設置についてであります。このたびの地震による被災地域が、一日も早くもとの生活や産業活動を取り戻すためには、引き続き、地震後の応急対策などに全力で取り組むとともに、将来に向けた復興への取り組みに、地域とともに踏み出していくことが重要であります。

【第1分科会 10月4日 第4号】

このため、このたび新たに支援室を設置し、復興に向けた取り組みを推進することとしたところであり、道としては、今後、本格的な復旧、復興に向けて、地域のニーズをしっかりと把握しながら、地元市町村と一体となって復興支援に取り組んでまいる考えでございます。

○中野渡志穂委員 わかりました。

支援室は総合政策部に設置をしたとのことですが、復興の前提として、大きな被害を受けた道路や河川、住宅などの復旧が必要と考えます。

このため、これらの復旧に当たっている建設部等の関連部局との連携が重要と考えますが、具体的にどのような体制で復興に取り組むのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 地域戦略課長兼胆振東部地震災害復興支援室参事工藤公仁君。

○工藤地域戦略課長兼胆振東部地震災害復興支援室参事 支援室の体制についてでございますが、効果的かつ効率的な復旧・復興対策を進めるためには、庁内の関係部局が連携を図りながら、被災地域のニーズに応じたきめ細かな地域振興策を実施していくことが重要であります。

このため、支援室は、地域振興に係る事項を所管し、かつ、部局間の調整等を担う総合政策部に設置したところであり、今後、インフラ整備等の復旧対策を行う建設部はもとより、関係部局との一層の連携強化を図りながら、全庁が一体となって復興対策に取り組んでまいる考えでございます。

○中野渡志穂委員 復旧、復興に向けては、既に建設部などがインフラ整備等に取り組んでいるものと承知しておりますが、支援室は、被災地域の復興に向けてどのような業務を所管するのか、伺います。

○工藤地域戦略課長兼胆振東部地震災害復興支援室参事 支援室が担う役割についてでございますが、このたび設置した支援室では、被災された地域の方々が、一日も早くもとの生活を取り戻すため、地元市町村と一体となって復興対策に取り組むこととしております。

具体的には、復興に向けた被災地の実情や関連事業の進捗、地域振興策へのニーズを把握するとともに、具体的な事業化や効果的な取り組みにつなげていくため、庁内各部との調整はもとより、国等の関係機関との連絡調整などを行うこととしていただいております。

○中野渡志穂委員 支援室では、復興に向けた地域ニーズを把握するため、胆振総合振興局に職員を配置するとのことですが、実効ある取り組みとするためには、地域振興にかかわる中核的な役割を担う振興局と連携をとりながら、一体的に取り組んでいくことが重要と考えます。所見を伺います。

○工藤地域戦略課長兼胆振東部地震災害復興支援室参事 振興局との連携についてでございますが、支援室は、兼務職員を含めた10名の体制により設置し、うち、2名については、今後の復興に向けた地域振興策へのニーズの把握などに取り組むため、胆振総合振興局を在勤地として発令することとしております。

こうした取り組みは、地域振興の中核的な役割を担う振興局と一体となって実施することが重要でありますことから、これらの2名の職員は、あわせて、胆振総合振興局に兼務として発令を

するものであり、道といたしましては、こうした体制のもと、被災地域の声をお聞きしながら、復旧・復興対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中野渡志穂委員 大地震の後、私も、厚真町、安平町、むかわ町の現地調査に行っておりまされたけれども、先月28日に、厚真町、安平町、むかわ町の3町長による連絡調整会議が開催され、その中で、今後、復興基金の設置を求めていくことを確認したとの報道がありました。

復興基金は、熊本地震の際にも設置され、今後、被災地域が復興を進めていく上で有効な手だてとなると考えますが、道の考えをお伺いいたします。

○安加賀胆振東部地震災害復興支援室長 復興基金についてでございますが、当該基金については、東日本大震災や熊本地震からの復興に向けて、幅広い用途に、複数年にわたり、弾力的に活用できる資金として設置されたものと承知しております。

道内の自治体の財政状況が非常に厳しい中、このたびの地震被害からの復旧、復興に向けては、国の財政支援が不可欠であることから、道では、特別交付税による財政支援などについて、国に対して要望を行っているところでございます。

道としては、今後、被害状況の詳細を精査し、国から得られるさまざまな支援の内容などを踏まえた上で、復興基金の設置についても、必要に応じて国に求めるなど、対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○中野渡志穂委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

今回の地震により大きな被害を受けた被災地域では、一日も早い復興を願っております。支援室の設置を契機として、復興に向けた取り組みが進んでいくことを期待するものであります。

道は、地域の課題やニーズの把握に努めながら、地域の目指す姿を明らかにし、その実現に向けた施策の展開を図るため、平成21年4月に地域振興条例を施行しております。この条例には、地域振興にかかわる施策を推進するため、職員の派遣、交流を図ることや、必要な財政上の措置を講ずることなどが定められております。

そこで、例えば、道職員の派遣や地域づくり交付金の重点配分、さらに、今回の地震等を踏まえ、今後、条例の見直しを行うなど、道を挙げて復興支援に積極的に取り組むべきと考えます。

どのように復興に取り組んでいくのか、部長の所見をお伺いいたします。

○小野塚総合政策部長 今後の復興支援に向けた取り組みについてでございますが、道といたしましては、今後、被災地域の復旧、復興に向けた取り組みを本格的に進めていく中で、地元市町村と一体となって、地域の実情に応じた対策に取り組むことが重要と認識しております。

このため、このたび新たに支援室を設置し、地域のニーズをしっかりと把握しながら、具体的な事業化や効果的な取り組みにつなげていくための体制を整備したところであり、道としては、復興への地域振興策の推進に向けて、地域支援のためのさまざまな政策手段を効果的に活用するとともに、国等の関係機関の支援と協力を求めながら、被災地域の復興支援に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 今回の地震からの復興支援について伺ってまいりましたが、知事は、さきの我が会派の代表質問に対しまして、今回の地震について、さまざまな観点から確かな検証が必要などと答弁されております。

この問題につきましては、知事の考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどお願いいたします。

次に、国際化への対応についてであります。

国連では、先進国を含む全世界共通の目標として、2015年9月、格差や貧困、平和、ジェンダーなど17項目を掲げ、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを採択しました。

それを受けて、道でも、北海道SDGs推進ビジョンを年内を目途に策定すると承知しております。

一方、現在、多くの開発途上国では、貧困や、それに伴う環境汚染、社会不安、紛争といった問題を抱えております。グローバル化が進展した状況において、これらは、開発途上国だけの問題ではなく、国際社会全体の平和と安定、発展のために、開発途上国・地域の人々を支援する国際協力や国際的な貢献などが求められるものと考えます。

そこで、以下伺います。

まず、SDGs推進ビジョンの原案では、北海道がSDGsを推進する上での目指す姿を「世界の中で輝きつづける北海道」としてありますが、どのような考えのもと、この目指す姿を掲げたのか、伺います。

○大越農子委員長 計画推進課長石川政宣君。

○石川計画推進課長 SDGsの推進に当たっての目指す姿についてであります。本道には、すぐれた自然環境、豊富な農林水産資源、厳しい自然条件のもとで培われたすぐれた技術など、他の地域には見られない独自性や優位性の源となる価値があり、こうした世界に誇れる価値を大きな強みとして捉え、さまざまな取り組みに生かし、SDGsの推進に積極的に取り組むことは、世界の中で北海道の存在感を高めながら、地域における諸課題の解決に貢献し、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成につながるものと考えてございます。

こうしたことから、ビジョンでは、目指す姿を「世界の中で輝きつづける北海道」とし、道民の皆様を初め、企業、団体、NPO、市町村など、多様な主体と共有しながら、その実現に向けて、オール北海道でSDGsの推進に取り組むこととしたところでございます。

○中野渡志穂委員 わかりました。

これまでの北海道150年の歩みの中で、本道として、どのような国際貢献に取り組まれてきたのか、伺います。

○大越農子委員長 国際局長中島俊明君。

○中島国際局長 これまでの本道における国際貢献についてでございますが、北海道の開拓に当たりましては、多くの外国人指導者、技術者から、当時の最先端の知識、技術を享受してきたところでございます。

現在では、これまでに培ってきた技術、ノウハウを生かし、北海道が強みを有する農業や寒冷地技術などといった分野における国際協力が、開発途上国などに対して行われてきているところでございます。

さらに、開発途上国での国づくりに協力するボランティアの派遣や、海外の技術研修員の受け入れなど担うJICA北海道、道総研などの研究機関、大学等の教育機関などにより、多様な国際協力が行われているところでございます。

**○中野渡志穂委員** これからの本道の国際化に当たっては、本道が有する技術等を活用した国際協力による世界への貢献の視点が重要と考えます。このことは、単に、外国への支援、援助というだけではなく、今後成長が期待される開発途上国との交流の契機となり、国際協力を担う各地域の将来的な地域振興につながる取り組みであるとともに、地域の誇りを自覚する大切な取り組みと考えます。

国際協力の推進に当たっては、道内に数多く存在する団体などの関係機関の活動が重要であると考えます。

道として、これらの機関がどのような活動を担っていると認識しているのか、伺います。

**○大越農子委員長** 国際課長櫻井達美君。

**○櫻井国際課長** 国際協力団体の取り組みについてであります。道内には、国際協力を携わる多くの団体がございます。

中でも、独立行政法人国際協力機構北海道センター、いわゆるJICA北海道は、平成8年4月に札幌と帯広で開所して以来、これまでに、開発途上国の国づくりを担う技術者や行政官の約1万5000名を受け入れ、各国のさまざまな課題解決に向けた研修を行ってきております。

このほか、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアを開発途上国に派遣するJICAボランティア事業、地方自治体や大学、地域のNGOなどが培ってきた経験や技術を生かして、JICAと共同で開発途上国への支援活動を行う草の根技術協力事業などを通じて、道内発の国際協力活動を担ってきております。

また、北海道国際交流・協力総合センター——HIECCは、南米地域からの技術研修員の継続的な受け入れを行うとともに、JICAの草の根技術協力事業にも参画しておりますほか、各種研究機関なども国際協力の取り組みを実施しているものと承知しております。

**○中野渡志穂委員** では、道内で国際協力を進める観点から、道として、これまでJICAと連携して実施した取り組みについて伺います。

**○櫻井国際課長** JICAと連携した道の取り組みについてであります。道では、これまで、JICA北海道が実施する、開発途上国からの研修員受け入れ事業において、広域消防、救急救命、道路行政など、広範な分野で職員が講師を担い、北海道の取り組みや技術を紹介するなど、協力を行ってきております。

また、青年海外協力隊やシニアボランティアの隊員に、渡航前に道庁を訪問していただきまして、その際に、道幹部が直接、懇談、情報交換を行ってまいりますほか、道庁の1階の道民ホール



【第1分科会 10月4日 第4号】

において、JICAの取り組みにかかわるパネル展示を通して、JICAボランティアの制度や活動概要を紹介するなど、連携を図ってきているところでございます。

○中野渡志穂委員 わかりました。

国際協力においては、研究機関の役割が大きいと考えます。

北海道立総合研究機構——道総研がかかわってきた国際協力の取り組みについて伺います。

○大越農子委員長 研究法人室参事芹田雅浩君。

○芹田研究法人室参事 道総研による国際協力の取り組みについてであります。道総研においては、これまで、JICAなどの依頼に基づき、研修生の受け入れなどに取り組んできており、例えば、最近では、十勝農業試験場で、ミャンマー、アンゴラ、ハイチなど8カ国の8名を対象とした、持続的農業生産のための土壌診断と土壌改良技術コースにおいて研修生を受け入れたほか、中央水産試験場では、カンボジア、キリバス、コロンビアなど9カ国の12名を対象とした、水産資源の持続的利用とバリューチェーン開発コースにおける講義などを実施したところです。

また、モンゴル国へ職員を派遣し、地中熱を用いた省エネ施設園芸による野菜生産技術に関する技術指導を行うなど、国際協力に取り組んできております。

○中野渡志穂委員 地域における国際協力を後押しする仕組みとして、JICAの草の根技術協力事業などを積極的に活用することが考えられますが、道内におけるこれまでの取り組みと今後の方針について伺います。

○櫻井国際課長 地域における国際協力に関する取り組みについてであります。道内の地方自治体や地域のNGO、大学などが、JICAと共同で、開発途上国への支援活動を行う草の根技術協力事業では、途上国の人々の生活改善、生計向上に直接役立つ分野で、現地への専門家の派遣による技術指導や、道内での研修生の受け入れを行うなど、地域の特色を生かした活動を行ってきております。

具体的には、道内各地の自治体や団体が企画した、モンゴル、ベトナム、ブラジルなどの国々における事業を通して、農業振興や、水道、道路の改善といった課題の解決に向け、現地でのモデルとなる取り組みが行われてきております。

道といたしましても、草の根技術協力事業の提案自治体として、植林技術や野菜生産技術、水産物の品質向上の分野などに取り組んできたところであり、今後とも、道としての当制度の活用はもとより、この支援事業が道内の自治体や地域の団体等に幅広く活用されるよう、啓発活動などに協力してまいりたいと考えております。

○中野渡志穂委員 お願いいたします。

道内の国際協力の推進に向け、ノウハウの導入や職員のスキルアップを図るため、道とJICAとの間で、相互に職員を派遣するなど、交流を行ってはどうかと考えます。所見を伺います。

○櫻井国際課長 職員の相互交流についてであります。昭和49年に設立されたJICAは、技術協力等を通じた海外支援を担い、現在、約90カ所の海外拠点窓口として、約150の国、地域で事業を展開しており、その職員は、協力分野を中心に、国際関係業務に関して幅広いノウハウ

を有していると承知しております。

一方、北海道職員は、地方自治にかかわるさまざまな分野の業務に携わってきており、業務の遂行に関する知見を有しているところでございます。

こうした中、それぞれの職員同士が交流することで、お互いのノウハウを学び、職員みずからのスキルアップが期待されますことから、担当レベルでの勉強会や情報交換など、新たな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野渡志穂委員 JICAでは、海外からの研究者の育成を支援しております。これらの研究者は、将来、北海道と各国を結ぶ友好のかけ橋として期待される方々と考えます。

彼らが、帰国後も北海道のサポーターとして活躍されるよう、交流の機会を設けてはどうかと考えます。所見を伺います。

○櫻井国際課長 研究者との交流についてであります。道内の大学や研究機関では、JICAが支援している開発途上国の高度人材プログラムを通じたアジアやアフリカからの留学生など、多くの方々が研究に取り組んでいると承知しております。

こうした方々は、本国に帰国後、それぞれの専門分野において、国や地域のリーダーとしての活躍が期待されますことから、来道されている研究者の方々に北海道のよき理解者になっていただくことは、将来的に、出身国と北海道とを結ぶ、まさにかけ橋となっただけのものと考えております。

このため、道といたしましては、研究者の皆様に、本道に関する理解と関心を深めていただくよう、留学生をさまざまな形で支援している団体と連携しながら、世界各国のさまざまな研究者などとの交流の機会を設けてまいる考えでございます。

○中野渡志穂委員 お願いします。

道として、今後一層の国際協力を進めるためにも、例えば、JICAと包括連携協定を締結してはどうかと考えます。所見を伺います。

○中島国際局長 JICAとの包括連携協定の締結についてでございますが、国際協力機構——JICAでは、日本国内に15の拠点を設置しており、開発途上国と日本の各地域を結ぶかけ橋として、地域の特色を生かした国際協力の推進や、国際協力を通じた地域の発展に貢献する活動が進められてきております。

こうした中、これまで、都道府県といたしましては、平成25年に、沖縄県を皮切りとして、3県がJICAとの間で連携協定を締結し、技術研修員の受け入れや開発途上国への専門家の派遣、県が有する技術、ノウハウを活用したJICA事業への協力など、さまざまな連携協力を推進してきていると承知しております。

包括連携協定の締結は、自治体と関係団体等との協力関係の強化に資するものと認識しており、道といたしましては、他県における取り組み状況等について情報収集をしてまいりたいと考えております。

○中野渡志穂委員 ぜひ、そのようによろしく願いいたします。

最後に、道として、今後、国際協力・交流団体と連携して、道内の国際化をどのように進めるのか、伺います。

○小野塚総合政策部長 今後の国際化についてでございますが、国連におけるSDGsの採択などにより、持続可能な社会の実現に向けた世界的な機運が高まる中、命名から150年を迎えた北海道が、これまで培ってきた技術やノウハウを活用して世界に貢献していくことが一層重要となっております。

こうした状況のもと、道内の各地域における国際協力事業の実施は、地域のすぐれた価値を再認識することにつながり、ひいては地域振興にも資することから、こうした事業が効果的に実施されるよう、各地の試験研究機関等とJICAなど国際協力団体との間で連携が図られることも重要と考えるところでございます。

道といたしましては、道内各地の国際協力の事例紹介、国際協力団体の事業実施に関する周知や協力に加え、道内の研究機関と国際協力団体が連携した取り組みを促すなど、国際貢献に向けた取り組みを積極的に進め、国際化の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 国際化への道の対応について伺ってまいりましたが、この問題については、知事の考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○大越農子委員長 中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 初めに、空港の防災対策について伺います。

このたびの北海道胆振東部地震は、発生時刻が午前3時台だったこともあり、空港利用者はほとんどいない時間帯でしたが、新千歳空港については、ターミナルビル内の一部損壊等もあり、地震発生から、最大で2日間、運航がストップする事態となりました。

このたびの震災で運航がストップしたのは新千歳空港だけであり、今後の災害対策を考える上でも、しっかりと検証を行うことが必要と考えます。

改めて、このたびの震災における道内空港の被害状況について伺います。

○大越農子委員長 航空企画担当課長藤嶋泰道君。

○藤嶋航空企画担当課長 道内空港の被害状況についてでございます。

今回の地震では、各空港の滑走路や、航空機を誘導する照明施設を含めた基本施設につきましては、全ての空港で被害はなく、停電に対しても、非常用電源を活用し、新千歳空港以外の空港は、ターミナルビルを含め、地震発生当日から通常運航を行い、利用者の利便性を確保することができたものでございます。

新千歳空港につきましては、ターミナルビル内で、天井の崩落や漏水など一部損壊があったこ

とから、応急措置と利用者の安全確保のために、国内線は地震発生当日から翌日10時まで、国際線は翌日いっぱいまで、ターミナルビルを閉鎖せざるを得ず、欠航が生じたところでございます。

○佐野弘美委員 今回の震災は、深夜の時間帯だったため、幸い、けが人等はいませんでした。約1200人が新千歳空港で一夜を過ごしたと報道されています。

空港は、災害や、台風、大雪などの荒天で閉鎖となり、多くの人々が足どめをされる状況が想定されますことから、応急の避難所としての役割も求められると考えます。

防災拠点、応急避難所としての空港の役割について、道の見解を伺います。

○藤嶋航空企画担当課長 荒天時などの空港ターミナルビルにおける利用者への対応についてでございますが、平成28年12月に発生した大雪の際には、新千歳空港のターミナルビルに最大で6000人という多くの利用者が足どめをされる、かつてない事態が生じたことから、各空港におきましては、利用者の滞留を極力回避するため、航空機の運航状況の情報発信に努めるとともに、利用者が滞留した場合に備えて、毛布などの応急物資を備蓄するなど、応急対応が可能となる体制の整備に努めているところでございます。

○佐野弘美委員 多くの人々が足どめをされる状況を回避しつつ、想定外の足どめへの備えは重要です。

新千歳空港は、震度6弱でターミナルビルが一部損壊し、利用客が立ち入れず、航空機の運航も行えませんでした。防災拠点としての機能が求められ、ましてや、本道で最大の空港としての防災機能を疑問視せざるを得ません。

新千歳空港の耐震性の強化はもとより、今後の空港における地震対策をいかに求めていくのか、見解を伺います。

○大越農子委員長 航空局長竹花賢一君。

○竹花航空局長 空港の耐震化についてでございますが、空港は、人流、物流の拠点であり、災害時の重要な輸送拠点となることが求められますことから、早期の運用開始が必要と考えております。

新千歳空港につきましては、今般の胆振東部地震で、滑走路、誘導路などの空港基本施設には被害が生じず、航空機の離着陸が可能でありましたが、空港ターミナルビルにおきまして、天井の一部損壊や漏水などの被害が生じたことから、利用者の安全確保のため、ターミナルビルを閉鎖したところでございます。

道といたしましては、ターミナルビル会社に対し、災害発生時に空港が人流・物流拠点としての機能を果たせるよう、空港ターミナルビルの電力供給の確保など、災害への備えを求めるとともに、被災した場合でも、早期に、空港利用者が航空機を利用し、航空機が安定運航できるよう、被災状況の確認や、航空会社など関係者との迅速な連絡調整、被災施設の早期復旧などの措置を求めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 新千歳空港は、空港の耐震基準は満たしていても、ターミナルビルの一部が損壊しました。人がいれば、けが人も出ていたと思います。利用客の安全確保のためにも、震災の教訓をしっかりと検証し、対策に反映するよう求めます。

災害等により空港が閉鎖され、利用客が空港で一夜を過ごすこととなった場合、各空港では、どの程度の人が宿泊すると想定しているのか、また、想定に見合う毛布や水、応急物資等は、何人分、どの程度、配置されているのか、伺います。

○藤嶋航空企画担当課長 空港の応急備蓄物資についてでございます。

各空港では、航空会社や自治体と連携して、空港の利用者数、過去における天候等による欠航、空港の近隣施設への移動の可否などを勘案しまして、夜間、空港に滞在せざるを得ない場合の利用者数を想定して、災害用備蓄を行っているところでございます。

空港ごとに利用者数などが大きく異なることから、応急物資の備蓄量には違いがありまして、例えば、毛布については、道内空港の中でも利用者数が最大の新千歳空港では6000枚、第2位の函館空港では600枚、最も利用者数が少ない奥尻空港では80枚を備蓄しているところでございます。

なお、今回、新千歳空港ターミナルビルでは、最大で1200名の旅行者の方が宿泊を余儀なくされたところでございますが、ターミナルビル会社においては、備蓄していた応急物資を提供するなど、速やかに対応できたところでございます。

○佐野弘美委員 空港の規模によって、必要な数は異なるものと思います。

新千歳空港の災害備蓄用毛布は、2016年12月の大雪被害で最大で6000人が宿泊したことを受けて、備蓄拡大がなされたものと承知しています。

毛布のほかに、寝袋、水、非常食などといった物資は、どの程度、備蓄されているのでしょうか、伺います。

○藤嶋航空企画担当課長 新千歳空港の応急物資についてでございます。

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社に確認しましたところ、先ほど申し上げました毛布の6000枚のほか、寝袋が4000個、水がペットボトルで2000本、非常食が2000食、簡易用トイレが4000回分を備蓄しているとのことです。

○佐野弘美委員 毛布が6000枚に対して、水や非常食は2000と、余りにも少な過ぎると思います。今回は約1200人が宿泊したとのことですが、2年前のような規模を想定した場合、到底、間に合わないと考えますが、道にはその認識がないのか。

また、これらの物資の拡充に向けて、道としてどう取り組むおつもりか、伺います。

○竹花航空局長 応急物資の備蓄量についてでございますが、新千歳空港ターミナルビルディング株式会社では、空港の利用者数や、過去における天候等による欠航状況を勘案し、災害時における夜間の滞在者数を想定した上で、必要な物資の備蓄を行っているところであります。

物資が不足した場合には、ターミナルビル内のコンビニなどのテナントとの連携協定に基づき、必要な物資を利用者に提供することとしております。

道といたしましては、空港が人流・物流拠点としての機能を果たせるよう、引き続き、空港ターミナルビルに対して求めてまいります。

以上でございます。

**○佐野弘美委員** 航空会社の連合組織である航空連合は、「2016－2017産業政策提言」で、「特に東日本大震災を踏まえ、燃料や食料等の備蓄量や備蓄方法等を改めて検証する必要があります。」と述べています。

このたびの震災で、空港内のコンビニでは、水や食料を買い求める利用客が殺到し、早々に売り切れたと報道されています。備蓄物資のあり方について、この災害を教訓に、さらに強化していくことを求めます。

今回のブラックアウト——全道域の停電では、JR、バスなど、新千歳空港にアクセスする公共交通機関の多くがストップしました。

災害発生時の緊急避難的な空港への交通アクセスの整備を検討する必要があると考えますが、道の見解を伺います。

**○藤嶋航空企画担当課長** 災害時の交通アクセスについてでございます。

地震発生当日、新千歳空港にアクセスする公共交通の多くがストップしたところではありますが、新千歳空港ターミナルビルでは、バスを手配し、千歳駅や札幌駅とのピストン輸送を実施したほか、希望者にはタクシーを案内するなど、可能な対応を行ったところでございます。

道といたしましては、災害時でも交通アクセスを維持できるよう、災害対応型鉄道車両の緊急増備、配置の前倒しを国に要望しているところであり、引き続き、国や関係自治体、交通事業者で構成する新千歳空港利用者利便向上協議会などの場を通じまして、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

**○佐野弘美委員** 道内空港は、国管理空港の新千歳を初め、道管理空港、市管理空港がありますが、空港でどれだけの防災対策がとられているのか、利用客にはほとんど知らされていないのが実情です。

管理の主体にかかわらず、空港利用者に対しての情報提供をより積極的に推進すべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、このたびの地震を契機に、空港の防災対策について、国や関係者などと協議を行い、情報共有を初め、各空港の防災対策、利用者保護のあり方を検討すべきと考えますが、いかがか、伺います。

**○竹花航空局長** 今後の防災体制のあり方についてでございますが、災害発生時におきましては、交通機関の運行状況などの情報は、旅行者にとって不可欠であり、新千歳空港ターミナルビルディング株式会社では、一昨年の大雪災害時に、新千歳空港に多くの旅行者の方々が目撃され、余儀なくされたことを踏まえ、国や道、JR北海道などと連携し、JR札幌駅に設置した、新千歳空港の運航状況の案内モニターにより、航空機の運航情報を発信しております。

また、災害などの情報を入手できず、空港へ到着した旅行者に対しましては、空港からの移動

手段を案内するほか、空港に備蓄している応急物資を提供し、対応してきているところがございます。

道といたしましては、災害などによる交通障害の発生時における、利用者目線に立った交通情報の提供のあり方など、情報共有・対応強化ワーキンググループにおきまして引き続き検討を進めますとともに、新千歳空港利用者利便向上協議会などの場を通じ、関係機関と連携しながら、対応していく考えでございます。

以上でございます。

**○佐野弘美委員** 空港の防災対策については、さらに改善が求められていることを認識していただきたいと思います。備蓄物資の拡充はもちろんですが、高齢者や障がい者など要配慮者に対しても、きめ細やかな対応を行うことも必要です。道から積極的な提言を行うよう、強く求めたいと思います。

次に、空港運営の民間委託に伴う防災対策について伺います。

2020年度に予定されている、道内7空港の運営の一括民間委託において、運営会社となる特別目的会社——SPCに対して、どのような防災上の責務を課すのか、伺います。

**○大越農子委員長** 空港運営戦略推進室次長薬袋浩之君。

**○薬袋空港運営戦略推進室次長** 空港運営の民間委託における事業者の災害対応についてでございますが、民活空港運営法の基本方針では、地域にとって重要な公共インフラである空港の運営を民間に委託する場合には、事業者の選定に際し、航空輸送の安全確保、利用者利便の向上、事業の継続等に確実な計画を有することを確認することとされているところでございます。

このたびの、道内7空港における一括民間委託の募集要項及び選定基準においても、事故、災害等の発生時に、地方公共団体等と連携して、事態の収束を図り、空港機能を回復させるための事前策について提案を求めることとしており、当該の提案内容の実施について、事業者は契約上の責務を有することとなります。

**○佐野弘美委員** 先ほどの質問で、空港内の備蓄物資等について伺いましたが、民間委託後、道が運営を委託する女満別空港において、SPCが必要物資を確保しているという検証は行うのでしょうか。

また、防災のあり方について、道が、意見を述べ、SPCに改善を求める仕組みは構築されているのでしょうか、伺います。

**○大越農子委員長** 空港運営戦略推進室参事吉田健二君。

**○吉田空港運営戦略推進室参事** 女満別空港における運営の民間委託後の災害対応についてでございますが、事業者に対しては、空港運営に当たって管理者が求める公共サービスの提供水準を示した要求水準書の中で、自然災害を含む緊急事態に際しての計画の策定等の対応を求めるとともに、空港の安全、保安の維持や、利用者の利便性の向上に係る具体的な提案を求めることとしております。

こうした要求水準や提案内容は契約の一部を構成するものであり、民間への委託期間中は、契

約に基づき、道が、その実施状況についてモニタリングを行い、不適切な点があれば、それを是正させることにより、空港における防災対策の確実な実施を図ってまいります。

○佐野弘美委員 防災対策の確実な実施を図ってまいるとのことですので、引き続き、事業者に求めていただきたいと思います。

空港運営の民間委託後に大規模な災害が発生した場合、空港の復旧費用、利用客の避難に関する費用負担は、民間委託においてどのようなあり方となるのでしょうか。

○吉田空港運営戦略推進室参事 大規模災害の発生時における費用負担についてでございますが、滑走路等の空港基本施設等の復旧につきましては、原則として事業者が負担することとなりますが、民活空港運営法の基本方針を踏まえ、事業者に、空港管理者が定める基準以上の損害保険への加入を義務づけた上で、その範囲を超える損害が生じた際には、管理者がみずから復旧を行うこととしております。

一方で、ターミナルビル等、事業者が所有する施設の復旧につきましては、その損害の規模によらず、事業者がみずから実施することとなります。

また、災害により利用客の避難が必要となった場合には、事業者が、道や地元自治体、交通事業者等とも連携しながら、対応することとなります。

○佐野弘美委員 S P Cが掛けている保険で補填できなくなった場合、最終的には道が責任を負うとのことですが、空港の民営化を行うに当たっては、S P Cに第一義的責任があることは言うまでもありません。

最終的に道が責任を負うことをもって、民営化に伴う道の費用負担がこれまで以上にふえる可能性はないのでしょうか。

また、ふえないのであれば、その担保をどのようにしてとっておつもりでしょうか、伺います。

○吉田空港運営戦略推進室参事 女満別空港における運営の民間委託後の費用負担についてでございますが、女満別空港の運営の民間委託に当たりましては、設備更新や運営に係る経費について、道が公費を支出する混合型としているところであり、その負担額につきましては、道が定める上限額の範囲内で事業者から提案を受け、事業期間中、提案があった道の負担額は変更しないこととしているところでございます。

一方で、大規模災害等からの空港基本施設等の復旧費用は、委託対象となる空港運営事業の範囲を超える不可抗力により発生するものであり、事業者が付保した損害保険による補填を超える場合には、混合型による公費支出とは別に、空港管理者である道がみずからの責任において負担することとなります。

○佐野弘美委員 不可抗力によるものでない限りは、道の負担はふえないというふうに受けとめました。

新千歳空港は、民間委託後も、国管理空港としての位置づけは変わらないと承知しています。しかし、本道の最大の空港である新千歳空港の防災対策は、道民の安全はもとより、インバウンドの拡大を目標に掲げる道自身も無関係ではいられない重要な位置づけにあると考えます。



【第1分科会 10月4日 第4号】

防災対策の充実に向けて、道としても、必要な意見を述べ、充実を求めていく必要があると考えますが、見解を伺います。

○大越農子委員長 総合政策部空港戦略推進監豊島厚二君。

○豊島総合政策部空港戦略推進監 新千歳空港の防災対策についてでございますが、空港は、本道の産業経済、道民生活を支える極めて重要な社会基盤であり、高い公共性や安全性が求められることから、民間委託後も、委託対象の7空港について、適切な防災対策が行われる必要があるものと認識しております。

こうしたことから、新千歳空港につきましても、民間委託後、運営権者により適切な防災対策が行われる仕組みとなっておりますが、道といたしましても、新千歳空港利用者利便向上協議会などさまざまな場を通じ、運営権者を含めた関係機関と連携しながら、利用者の安全や備蓄物資の確保など、空港における防災対策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 空港運営の民間委託後も、運営主体の違いにかかわらず、道は、防災対策について、みずからが主体的に積極的な提言をしていくことが求められます。

空港運営の民間委託では、運航のあり方などが強調されがちですが、利用者の安全が脅かされることがあってはなりません。特に、防災面における道の主体的な取り組みを強く求めます。

次に、北海道新幹線における課題等について伺います。

北海道新幹線のトンネル工事に伴う発生土の処理について、私どもの会派の宮川議員が代表質問で取り上げたところです。

知事は、工事主体である鉄道・運輸機構に対して丁寧な説明を求めていくと答弁されましたが、大部分がトンネル工事と見込まれている札幌延伸までの発生土の総量、要対策土の量などをどう見込んでいるのでしょうか、伺います。

○大越農子委員長 新幹線推進室長田中勝君。

○田中新幹線推進室長 トンネル工事に伴う発生土についてでございますが、北海道新幹線の新函館北斗―札幌間におきましては、総延長の約8割がトンネル区間となっており、建設主体の鉄道・運輸機構からは、札幌延伸までに約1900万立米の発生土が見込まれ、そのうち、対策が必要な発生土、いわゆる要対策土については、工事施工前の調査データから、3割程度の量と想定されるとの説明を受けているところでございます。

○佐野弘美委員 要対策土は、発生土の1900万立米の3割程度と想定されるとのことですが、確定するのは、実際に工事してからということになりますので、そこも見込んだ対応が必要と考えます。

土壤汚染対策法に規定されている基準値を超えた重金属を含有する発生土の受け入れ地や、その容量、重金属の内容をお示しく下さい。

○大越農子委員長 新幹線推進室参事高橋良男君。

○高橋新幹線推進室参事 要対策土の受け入れ地等についてでございますが、要対策土につま

しては、鉄道・運輸機構において、学識経験者による委員会で処理方法等を検討し、国土交通省が定めたマニュアルに基づき処理を行っているところであり、トンネル工事に伴い、セレン、鉛などの基準値を超えた重金属が検出された発生土について適正な処理を行うため、北斗市、厚沢部町、八雲町、長万部町の4カ所に、合計で約136万立方メートルの受け入れ地を確保しているところでございます。

○佐野弘美委員 想定の600万立米の4分の1にも満たないということはとても心配です。

工事発生土の受け入れがなされている地域や、トンネル工事が進められている地域の周辺住民が今なお不安を持っているのは、工事主体からの十分な説明がない上に、発生土の受け入れ地が確保されないまま、工事ばかりが進められていることと、無対策土と、有害重金属を含む汚染残土のどちらも、処分地の確保が見通せていないことにあると考えます。

現時点で、処分が必要な発生土の量及び要対策土はどの程度であり、そのうち、処分地は、どの程度、決定しているのでしょうか、伺います。

○田中新幹線推進室長 発生土等の状況についてでございますが、鉄道・運輸機構によりますと、受け入れ地の環境影響調査などに時間を要するため、やむを得ず仮置きを行っている発生土につきましては、現時点で約26万立米あり、そのうち、約25万立米が要対策土となっているところでございます。

また、鉄道・運輸機構におきましては、仮置きを行っている発生土のうち、約9割の約23万立米分の受け入れ地の確保がされていることを周辺住民の方々に説明するなど、丁寧な説明に努めてきているところでございます。

○佐野弘美委員 ほぼ確保されているとのことですが、まだ、全量について確保されているとは言えません。そのような中で、住民への説明が後回しにされていることで、さらに不安の声が広がっているのもあって、丁寧な説明であるとは言えないと思います。

道は、住民の不安について、どのような認識を持ち、どのような対応を図るお考えか、伺います。

○田中新幹線推進室長 周辺住民の方々への対応などについてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、発生土の処理に当たり、受け入れ地や発生土の運搬ルートについて、周辺住民の方々などの御理解を得るため、住民説明会で意見交換を行うなど、丁寧な対応に努めてきているところでございます。

道といたしましても、周辺住民の方々などの疑問や要望に耳を傾け、丁寧に対応していくことは、新幹線の建設工事を円滑に進める上でも極めて重要なことと認識しており、引き続き、鉄道・運輸機構に対し、住民の方々の方々の立場に立った助言を行うとともに、より丁寧な説明を求めてまいります。

○佐野弘美委員 周辺住民の疑問や要望に耳を傾け、丁寧に対応することが重要と認識しているということですので、ぜひ、住民の方々の立場に立った対応をしていただきたいと思います。

小樽市から札幌市にかけて計画されている札幌トンネルは、手稲鉱山跡地付近を掘削するもの

【第1分科会 10月4日 第4号】

と考えられ、既に、事前の調査で基準値を超えた重金属が検出されていますが、それは何か、また、札幌トンネルの工事による発生土はどこに処分するのか、伺います。

○田中新幹線推進室長 札幌トンネルについてでございますが、札幌トンネルは、現時点ではまだ掘削工事が行われておりませんが、工事施工前の地質調査において、カドミウム、鉛などの基準値を超えた重金属が検出されているため、鉄道・運輸機構におきましては、要対策土の受け入れ地の確保に向け、札幌市や小樽市に対して協議を行っているところでございます。

トンネル工事による発生土の適正処理は、新幹線の建設工事を円滑に進める上でも重要な課題でありますことから、道といたしましても、沿線自治体や鉄道・運輸機構などで構成する連絡調整会議において、要対策土の処理方法等について情報共有や必要な調整を行いながら、沿線自治体などと連携し、要対策土の受け入れ地の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

○佐野弘美委員 現在進められている、北海道新幹線の札幌延伸に伴うトンネル工事では、小樽市朝里のトンネル工事の残土を札幌市に運ばざるを得ないなど、その処分地の確保に疑問の声が出ています。

私どもの会派では、トンネル工事による発生土に関する処分地の確保や、重金属を含む要対策土の処分方法などについて、たびたび議論をしてきましたが、今後、大部分がトンネル工事にならざるを得ない状況にありながら、受け入れ地が決まらないことが解消されなければ、住民の不安は増すばかりです。

これまでの答弁を踏まえると、道の姿勢は、住民への説明や処分地の確保について、工事主体である鉄道・運輸機構に求めるばかりで、道みずからが検討を進めていくという主体性は感じられません。

トンネル工事は計画どおりに進め、その一方で、処分地の確保はままならないといった状況にある中では、北海道新幹線の札幌延伸工事をやみくもに進めていいのかが問われます。

今後、どのように見通しを持ち、進めていくおつもりか、伺います。

○大越農子委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 札幌延伸に向けた工事についてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、発生土の受け入れ地の確保に当たり、周辺住民の方々などの御理解を得るため、周辺環境への影響に十分配慮した発生土の管理方法や運搬ルートなどの事前説明に努めてきているところでございます。

道といたしましては、関係者の皆様の御理解をいただくためには、具体的でわかりやすい説明に、これまで以上に努めていくことが必要と考えており、引き続き、鉄道・運輸機構に対し、より丁寧な説明を強く求めますとともに、連絡調整会議などを活用しながら、2030年度末の札幌開業に支障が生じないよう、札幌市などの関係自治体と緊密に連携をし、受け入れ地の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 鉄道・運輸機構と道が連携して取り組むことは当然です。

重金属を含む汚染土の発生が懸念される中で、受け入れ地の確保や処分方法について住民の理解を得ることが、工事を進める前提であり、絶対条件です。それがない限り、新幹線の工事自体について、立ちどまって検証し直す必要があることを申し上げまして、私の質問を終わります。

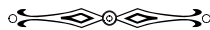
○大越農子委員長 佐野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部及び選挙管理委員会並びに通告がなかった出納局、人事委員会、監査委員所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前 11 時 休憩



午前11時2分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 総務部所管審査

○大越農子委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

船橋賢二君。

○船橋賢二委員 それでは、よろしくお願いいたします。

先月の6日未明、胆振東部を震源とする最大震度7の大地震が発生しました。北海道では経験したことがない未曾有の大地震でしたけれども、40人を超える方がお亡くなりになられ、衷心より哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げる次第であります。

本道は、近年、大きな災害に見舞われており、2年前の連続した台風による大雨災害、昨年、台風災害や暴風雪災害、そして今回の大地震と、これまでに経験したことがない甚大な規模の被害が頻発しております。

私は、これまで、こうした災害が起きるたびに、課題や改善すべき点、また、実施できた点などについて、PDCAサイクルを意識しながら質問し、議論させていただいております。

このたびの災害も今後の教訓としていただくべく、さまざまな観点からお聞きをさせていただきます。

災害時にはいつも問われることではありますが、何にも増して、初動の対応が重要であります。初動対応を誤ると、その後の応急対策に、多大で、取り返しのつかない支障が生じます。

道では、一昨年7月に、災害時の初動対応の指揮場所として危機管理センターを開設し、実際に活用され、その効果が遺憾なく発揮されていると心強く感じております。

このたびの大地震に対し、道では、どのような体制をとり、災害の初動対応に当たったのか、まず伺わせていただきます。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 初動体制についてであります。このたびの地震発生を受けまして、道では、直ちに、本庁に災害対策本部を、全ての振興局と東京事務所に地方本部を設置いたしますとともに、本庁の危機管理センターに立ち上げた災害対策本部指揮室におきまして、气象台、道警察、自衛隊、札幌市消防などの道内の防災関係機関を初め、内閣府や総務省、経済産業省を初めとする関係省庁、東北を中心とした他県、さらには北電や携帯電話事業者などと連携協力しながら、初動対応に当たったところでございます。

○船橋賢二委員 災害発生時には、迅速かつ的確な情報の収集と情報の伝達が重要です。

未明の災害で、しかも、道内全域が停電の中、道はどのようにして情報の把握を行ったのか、お伺いをいたします。

○加納危機対策課長 情報の把握についてであります。初動対応を担う災害対策本部指揮室におきましては、発災後、速やかに、道警察や自衛隊のヘリコプターからの映像により、地震で被害が大きかった地域の現況を把握したほか、振興局を通じ、市町村からの情報を収集するとともに、指揮室に参集した関係機関からの報告や、道、開発局が管理する道路や河川のパトロールなどにより、被害状況の把握に努めたところでございます。

○船橋賢二委員 地震に伴う山腹崩壊によって、行方不明者や負傷者などが多数発生し、関係機関により、昼夜を問わず、懸命な救助活動が行われたものと聞いております。

そこで、救出・救助活動の状況についてはどのようなものであったのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 消防担当課長市川晶一君。

○市川消防担当課長 救出・救助活動についてであります。発災後、知事から災害派遣を要請した陸上自衛隊を初め、大規模災害発生時に都道府県域を超えて救出・救助活動を行う、警察の広域緊急援助隊や緊急消防援助隊などにより、救出活動が実施されたところでございます。

これまで、地震が発生した9月6日から、自衛隊が延べ約8600名、警察が延べ約2000名、緊急消防援助隊を含む消防が延べ約3600名など、延べ約1万4000名を超える人員により、多数の安否不明者等が発生した厚真町を中心に、昼夜を問わず、ヘリコプターや陸上から捜索・救助活動を行い、結果といたしまして、全道で122名の方々を救出したところでございます。

○船橋賢二委員 地震により道路が寸断されるなど、陸路による活動が困難なときには、ヘリコプターによる上空からの対応が有効であります。

道の防災ヘリはもちろん、自衛隊や道警察、札幌市消防など、幾つもの機関による救出・救助活動が行われたと聞いておりますが、その状況についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 防災航空室長山北一徳君。

○山北防災航空室長 ヘリコプターによる救出・救助活動についてであります。このたびの地震におきましては、災害対策本部指揮室に置かれたヘリコプター等運用調整班の統制のもと、陸上や航空などの自衛隊のヘリが30機、道警を初め、警視庁、秋田県警などの警察が13機、道を初

め、札幌市、仙台市、青森県などの消防が14機、さらに、海上保安本部が4機、合わせて61機のヘリが活動し、上空から被害状況を確認の上、救助隊員を現場に輸送するとともに、55名の被災者を救出、搬送したところであります。

○船橋賢二委員 道直轄の実動部隊である道の防災ヘリはどのような活動をしていたのか、具体的な対応についてお伺いをいたします。

○山北防災航空室長 道の消防防災ヘリの活動についてであります。地震発生後、直ちに、航空隊員を初めとする航空室の職員が参集し、災害対策本部指揮室からの指示を踏まえ、日の出とともに、震源地に近い胆振東部方面へ出発し、発生日において、孤立者の26名を救出したところであります。

また、その後におきましても、安否不明者の捜索や、救助活動に伴う人員の搬送、林道等の被害状況の調査など、発災後5日間において8回出動し、災害応急活動に取り組んだところであります。

○船橋賢二委員 今、ヘリコプターに関する二つの御質問をさせていただきましたけれども、今月からの運航開始が予定されている、福島県が導入し、県立病院が運用する医療用多目的ヘリコプターは御存じでしょうか。

これは保健福祉部とも連携することになると思いますけれども、道として、この動向をしっかりと注視していただいて、本道におけるその効果と有用性について御検討いただければと考えますので、指摘をさせていただきたいと思っております。

今回のような大規模な災害が発生した際には、DMATなどの医療チームによる傷病者への応急処置や、精神医療チームによる傷病者へのケアなどが大変重要となりますけれども、医療や救護に関し、どのような活動が行われたのか、お伺いをいたします。

○加納危機対策課長 DMAT等の活動状況についてであります。道では、発災後、直ちにDMAT調整本部を立ち上げますとともに、道内外からの合わせて67チームを、道内の10カ所に設置したDMAT活動拠点本部等に配置し、地域の医療機関の被害状況や、停電による診療への影響などを確認しながら、入院患者の搬送など、必要な支援や避難所の巡回を行うなど、ニーズに合わせた活動を実施したところでございます。

また、DPATにつきましても、発災後、直ちに調整本部を立ち上げるとともに、秋田県、岩手県から派遣された先遣隊や道立緑ヶ丘病院によるチームによりまして、被災地の避難所に避難している方々に対する対応や、地域の精神科医療機関の被災状況の把握などの活動を実施いたしました。

○船橋賢二委員 被害が大きかった胆振の3町では、限られた職員数の中で、災害対応を初め、住民対応や問い合わせなど、大量の業務に従事しており、他の機関の職員による応援体制が必要不可欠であります。

被災町への人的支援のため、道を初め、市町村、さらには他県などから多くの職員が派遣されております。その状況についてお伺いをいたします。

○加納危機対策課長 自治体への人的支援についてであります。道といたしましては、今回の地震により、震源地に近い厚真町や安平町、むかわ町において甚大な被害が発生し、避難された方々も多数に上りましたことから、これらの町が行う応急対策への支援が不可欠な状況であったと認識しております。

このため、道では、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づきまして、避難所の運営を初め、被災した建物の応急危険度判定や下水道業務、さらに児童生徒の教育相談などのため、これまで延べ約700名の道職員を、被害が大きかった3町に派遣してきましたほか、道内の市町村からも延べ約600名の職員が派遣され、罹災証明の発行や一般行政事務を補助しているところでございます。

また、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づきまして、東北と新潟県の7県に対して職員の派遣を要請したところであり、被災した3町を中心に、延べ約650名の支援をいただいたところでございます。

○船橋賢二委員 先ほど、道の初動体制について、指揮室にさまざまな機関が参集し、災害応急対策を実施したとお聞きしましたが、今回は、特に、中央省庁も参集し、中長期にわたり、一緒に災害対応を行っております。

国との連携については、どのような形で連携を図っているのか、具体的にお伺いをいたします。

○大越農子委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 国との連携についてでございますが、このたびの災害では、発災後、速やかに、自衛隊や道警察など、道内の防災関係機関はもとより、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、防衛省などの職員も災害対策本部指揮室に参集していただき、政府の現地連絡調整室が設置されたところでございます。

こうした中、道の災害対策本部では、水や食料などの物資の調達を初めとするさまざまな応急対策に当たったほか、災害救助法や被災者再建支援制度の適用に加え、激甚災害の指定など、国において早期に各種支援制度を決定していただくよう、関係省庁などと緊密に連携協力して対応したところでございます。

○船橋賢二委員 今、御答弁をいただきましたけれども、それ以外にも、先日、道は復興支援室を新たに設け、胆振総合振興局にも職員を配置したとのことでありまして、国や地元自治体との連携などの面で、こうした新たな組織が十分機能し、復興が加速するよう、今後もしっかりと取り組んでいただきますよう指摘をさせていただきます。

次ですが、地震災害で、住宅などの建物が全壊するなど、甚大な被害が生じた場合、被災者は、避難生活が長期に及ぶ傾向があります。現に、被災地では、今もなお避難を余儀なくされている方々が数多くいらっしゃいますことから、避難所の状況について、数点お伺いをさせていただきます。

避難所で生活する上で、食料や飲料水は欠かせません。今回は、ブラックアウトも重なり、被

災地への食料などの供給は困難をきわめたものと推察します。

避難所へ食料などを届けるために、どのように取り組んだのか、お伺いをいたします。

**○加納危機対策課長** 避難所への物資の供給についてであります。このたびの地震発生後、数日間におきましては、国からのいわゆるプッシュ型支援を中心に、物資を調達したところであり、具体的には、農林水産省から、パック御飯やパン、レトルト食品などの約17万3000食、飲料の約8万8000本、経済産業省から、タオル等の日用品、衣類、防災資材等の約6万4000点が、航空自衛隊の埼玉県の入間基地より千歳基地に空輸され、また、国土交通省から、非常食のアルファ化米や缶詰等の約1万1000食、水の約7000本が、船舶で苫小牧港に運ばれたところでございます。

これらの物資につきましては、道と倉庫事業者とで締結している災害時協定に基づき、苫小牧市内に設置した集積拠点を経由し、陸上自衛隊等により各被災地域へ配送されたところであります。

**○船橋賢二委員** 2年前に発生した熊本地震では、亡くなられた方のうち、エコノミークラス症候群など、いわゆる災害関連死の方は、地震で直接的に亡くなられた方の実に4倍となる200人以上に上ったと言われております。こうした災害関連死を防ぐためには、避難所の生活環境と避難所での健康管理が欠かせません。

避難所では、生活環境に注意を払い、常に良好なものにする必要があると考えます。

段ボールベッドや衛生的なトイレを用意するなど、避難の長期化に応じて生活環境を向上させることはとても重要であると考えますけれども、今回、どのような視点で、具体的にどのような取り組みが行われたのか、お伺いをいたします。

**○加納危機対策課長** 避難所における良好な生活環境の確保についてであります。災害対策本部では、被害が大きかった3町を中心に、避難所の運営を支援するため、道や他県からの応援職員など、延べ約700名を派遣してきたところでございます。

また、各避難所における生活衛生環境の管理を初め、防犯対策、プライバシーの確保の視点から、自衛隊や道警察、日本赤十字北海道看護大学のほか、関係機関と連携協力し、入浴支援を15カ所を実施するとともに、約1000個の段ボールベッド等や、清掃・消毒用品、ストーブ、屋内用テント等を提供したほか、女性の警察官も常駐するなど、生活環境の改善に努めてきたところでございます。

**○船橋賢二委員** 避難所では、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努める必要があります。

近年の災害——東日本大震災や熊本地震では、理学療法士、作業療法士から成るJ R A Tも活動しています。

健康管理のための取り組み状況について伺います。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、保健、医療などのサービスが必要であると考えますが、どのように対応したのか、あわせてお伺いをいたします。

**○加納危機対策課長** 被災者の健康管理についてであります。大規模災害の発生時には、感染



症の蔓延防止や心のケアなど、避難者を初めとする被災者の方々の健康を守るための対策が重要と考えております。

このため、道では、医師等による医療チームや、健康相談班としての保健師の派遣に加え、理学療法士等によるリハビリテーションチームを派遣し、避難所はもとより、被災地区における戸別訪問により、健康相談や保健指導を実施いたしますとともに、エコノミークラス症候群の発症を防止するため、啓発チラシを配付しての注意喚起など、保健・医療サービスの提供や必要な情報提供等を行い、被災された方々の健康管理に取り組んでいただいております。

**○船橋賢二委員** 避難が長期化するにつれ、避難者の方々への支援をより効果的にきめ細かく行っていくためには、限られた行政サイドのスタッフだけでなく、避難者の方々が、みずから行動し、助け合いながら行っていくことが重要と考えます。

特に、これまでの災害の例では、行政側の情報伝達や避難者側の要望の集約など、避難所を効率的に運営する上で、避難者による自主的な組織の設立が有効と聞いております。

現在、避難所ではこうした組織が設立されているのか、また、このような組織について道はどのように認識し、今後、どう対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

**○辻井危機対策局長** 避難所の運営についてであります。被災された方々が、一定期間、生活を送る場所である避難所は、発災直後の初動期を除き、被災者みずからが主体となって、相互に助け合いながら運営されることが望ましいとされているところでございます。

道が一昨年作成した避難所マニュアルでは、災害発生から約3週間以内に、避難所の運営組織である避難所運営委員会を立ち上げ、避難者が主体となって運営にかかわることを目指しておりますが、発災から約1カ月が経過した現時点におきましては、一部の避難所において、避難されている方々が主体となって食事の準備などを行っているほか、役割を分担して運営していると承知しており、道としましては、今後、適切な避難所の運営のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

**○船橋賢二委員** 避難所の良好な生活環境を継続的に確保するためには、専門家の方から意見などを聞くことが大変重要であるとともに、運営主体となる役場職員など自治体の職員を対象に、日ごろから避難所の運営の訓練等を実施させる、仮称でありますけれども、避難所運営コーディネーター制度などを設けて、そういう職員を育成してはどうかと私は考えております。

これは全国で例がないと聞いておりますが、このことに関して所見をお伺いいたします。

**○辻井危機対策局長** 避難所運営の知見を有する職員の養成についてであります。市町村は、災害時におきまして、あらかじめ指定した避難所を速やかに開設し、避難者を受け入れるとともに、必要な居住スペースや食料などを確保するなど、迅速かつ適切な避難所の設置、運営が求められます。

こうしたことから、道では、市町村の防災担当職員を対象に、実践的な避難所運営方法を習得できるよう、専門家の指導のもと、研修や訓練を行っていただいております。

このたびの災害におきましては、最大で871カ所、1万6649人もの避難者が発生しましたこと

から、道としましては、このたびの災害の一連の検証の中で、避難所の運営はもとより、その運営を担った市町村や道の職員の育成などのあり方についても検証し、今後の対策に反映してまい  
る考えであります。

○船橋賢二委員 ぜひと、こういう仕組みを、全国に先駆けて北海道の危機管理の中で制度化  
するように御検討いただければと指摘させていただきます。

次ですが、復旧、復興に向けた財政措置はもちろんのことですが、今後は、被災者の生  
活再建に対する取り組みを早急に実施するなど、被災者の目線に立ったさまざまな支援が必要と  
考えます。

そこで、数点伺いますが、地震によって住宅が全壊するなどの被害を受けた方が、これからさ  
まざまな支援を受けるには、罹災証明書の発行を受けることが不可欠であります。

市町村が罹災証明書を交付するには、住宅などの被害の調査などが必要であり、被災町の職員  
だけではマンパワーが不足するなどから、過去の災害では時間を要した例も聞いております。

先ほども御答弁をいただきましたけれども、交付に向けては、どのような支援体制で行ってい  
るのか、また、今後の見通しについてもお伺いたします。

○加納危機対策課長 罹災証明に係る対応についてであります。市町村は、被災者に対する各  
種支援措置を早期に実施するため、住家等の被害状況の調査や罹災証明書の交付の体制を確立す  
る必要がございます。

罹災証明書の交付等につきましては、災害発生から1カ月を目途とされており、特に被害が大  
きい厚真町、安平町、むかわ町では、町職員のみでは対応が困難であると見込まれましたことか  
ら、総務省の調整のもと、東北6県及び新潟県の協力をいただくとともに、道内の市町村からも  
支援を受け、現時点におきましては、3町で延べ約2700名の応援職員により、約1万3000件の被  
害調査を終えるとともに、現在、申請者に対し、罹災証明書の交付を始めているところでござい  
ます。

○船橋賢二委員 ぜひと、早急に進めていただければと思います。

2年前の大雨災害では、道内の広い地域で被害が生じた中、特に被害が甚大であった上川管内  
の南富良野町や十勝管内の市町村など、合わせて20市町村が災害救助法の対象となりました。

今般の地震では、道内の179の全市町村に適用され、非常に広範囲での適用となりましたが、  
これを受けて、道の見解をお伺いたします。

○辻井危機対策局長 災害救助法の適用についてであります。今回の災害の発生に際し、地震  
による直接的な被害のほか、全道域における停電の長期化に伴う大規模な被害が懸念されたこと  
から、道では、直ちに内閣府と協議を行い、災害救助法施行令で規定する、多数の者が生命また  
は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要  
とする場合に該当するとして、発災日である9月6日から、道内の全市町村を対象に災害救助法  
を適用したところでございます。

○船橋賢二委員 災害救助法が適用となったことに伴って、道ではどのような責務と負担が生じ

るのか、お伺いをいたします。

**○加納危機対策課長** 災害救助法に基づく道の対応についてであります。災害救助法が適用された場合、都道府県は、避難所の設置を初め、炊き出し、その他、食品の給与や、応急仮設住宅の供与など、法で規定される応急救助の事務を行うこととなっており、今回の地震におきましては、道は、法に基づき、被災市町村に事務の一部を委任しながら、対応しているところでございます。

一方、救助に係る費用としましては、例えば、炊き出し、その他による食品の給与は、災害発生日から7日以内、1人1日当たり1140円以内など、救助の種類ごとに基準等があらかじめ定められておりまして、こうした費用は国及び道が負担することとなっているところでございます。

なお、災害救助法で定める基準では、救助の実施が困難である場合、都道府県は別に国と協議することとなっているところでございます。

**○船橋賢二委員** 今、御答弁をいただいた、別に国と協議することとなっているという部分については、今回の被災地の状況がどうだったかもしっかりと検証していただければと思います。

道民が、災害によって人的被害や住家被害をこうむった場合、道からは災害見舞金が支給されるはずであります。今回の対応についてはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

**○加納危機対策課長** 災害見舞金等についてであります。道では、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づきまして、災害によりお亡くなりになられた場合には、御遺族の方に対し、弔慰金として最大で20万円を支給するほか、重傷を負われた方に対し、見舞金として最大で10万円を支給するとともに、住家被害見舞金としまして、全壊世帯に20万円、半壊世帯に10万円を支給することとなっているところでございます。

このほか、法に基づきまして、災害によりお亡くなりになられた場合、御遺族に対し、最大で500万円が弔慰金として支給されますほか、重度障がいを受けた場合、見舞金として最大で250万円が支給されますとともに、今回、道内の市町村において被災者生活再建支援制度が適用となりましたことから、全壊や大規模半壊の世帯など、被害の程度に応じて、最大で300万円を支給することとしております。

**○船橋賢二委員** この時代、その金額が妥当なのか、あるいは、状況によって本当にその金額でいいのかということも、道の財政事情はありますけれども、課題として検討していく必要があると思います。

今回の災害においては、自治体の職員、自衛隊、警察、多くの防災関係機関が、災害対策や応急対応に懸命に取り組んでいます。

一方で、このたびの災害対応に対して否定的な報道や指摘なども幾つか耳にしております。こうした中でも真に有益なものは、今後の課題として整理し、これから発生するかもしれない災害への教訓とすることが重要であります。

道として、このたびの災害対応に係る指摘や課題をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○加納危機対策課長 災害対応に係る指摘などについてであります。大規模地震に加え、全道域における停電の発生に対するこのたびの災害対応につきまして、電力供給が途絶えた状況における情報発信のあり方や非常用電源の確保のほか、職員の登庁体制を初め、災害による死亡者等の公表のあり方、さらには、避難所への支援物資の供給方法などにつきまして、新聞等により報じられているところでありまして、こうした点について、今後、道として検証する必要があると認識しております。

○船橋賢二委員 認識を新たにして、しっかりと検証を進めていただければと思います。

2年前の連続した台風による大雨災害においては、検証作業を実施したと承知しております。

さきに行われた代表質問の中では、このたびの一連の災害対応に関する検証委員会を立ち上げ、検証していくと表明されておりますが、その設置時期や構成メンバーなど、どのように実施していくのか、伺います。

○辻井危機対策局長 検証委員会についてでございますが、このたびの災害では、本道で過去に経験のない大規模地震により、人的被害を初めとする甚大な被害が生じたことから、道としては、北海道防災対策基本条例に基づき、知事からの諮問により、道防災会議に、学識経験者を初め、市町村等や气象台、自衛隊などの関係機関から構成される災害検証委員会をできるだけ早期に設置し、このたびの一連の災害対応について検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

検証に当たりましては、幅広い視点で進めていくこととし、最終的に報告書として取りまとめ、本道における災害に対する教訓としまして、市町村や防災関係機関と共有し、道民の方々にも広く周知するとともに、地域防災計画に反映させるなどしてまいりたいと思っております。

○船橋賢二委員 このたび発生した地震は、初秋の未明、3時という、どちらかといえば気候が温暖で、人の活動も活発ではない時間帯に発生しました。

今回のような地震が冬期間に発生した場合や、都市部で多くの人が活動している日中に発生した場合など、さまざまなシミュレーションも必要ではないかと考えます。

このたびの大規模地震災害を踏まえ、今後に向けた、本道の防災対策に対する道の考えをお伺いいたします。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてであります。道では、これまで、一昨年の熊本地震や本道の大規模大雨災害などを教訓に、関係機関との連携の強化や、市町村における災害対応能力の向上、さらには、住民の方々に対する防災教育の充実などに精力的に取り組んできたところでございます。

このたびの災害では、震度7の大規模地震に加えて、全道域に及ぶ大規模停電など、過去に経験したことのない事案が発生をいたしました。こうしたことから、道や市町村、防災関係機関等の災害対策などが、住民の方々の生命や生活を守るために適切に講じられたかといった観点から、一連の対応等について検証委員会において検証し、その結果を今後の対策に反映させるな

ど、本道における防災対策のさらなる充実強化により一層努めてまいります。

○船橋賢二委員 初動段階から検証まで、このたびの災害への対応について、それぞれ伺ってまいりましたけれども、先ほど御答弁があった、検証委員会の具体的な開催内容、あるいは、道が新設した復興支援室の活動、さらには、今後の防災対策全般については、知事に改めてお考えを伺いたいと存じますので、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

いろいろと御質問させていただいて、御答弁をいただきました。間違いなく、初動を含めて、体制は確立しつつあると私は思います。

道民の生命、財産をつかさどる危機管理であります。どうか、今後、PDCAサイクルをしっかりと意識していただいて、ますますノウハウを高められるようお願いさせていただきます。

今後とも、災害、危機管理に関しては、皆さんとしっかりと向き合って議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○大越農子委員長 船橋委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

畠山みのり君。

○畠山みのり委員 災害対策について伺います。

台風21号が過ぎ去り、すぐに胆振東部地震が発生しました。その後、台風24号が来て、今週末には25号が近づいてくるようでありまして、担当部局の皆様におかれては、日々忙しく、相当な御苦労があることと思っております。

大きな被害が発生した災害が立て続けに起きたことで、これまで想像していなかったことも見えてきたことから、この経験を、今後の対応、対策にしっかりと位置づけていかなければならないと考えます。

そこで、幾つかお聞きいたします。

災害発生直後から、被害状況が定期的にまとめられ、私ども議員にも周知されましたけれども、被害状況の概要、区分や内容についてはどのような基準で定められているのか、伺います。

○大越農子委員長 防災教育担当課長三角靖枝君。

○三角防災教育担当課長 被害状況の内容等についてでございますが、道では、北海道地域防災計画において、道、市町村及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報について定めているところでございます。

この中で、道における広報につきましては、市町村及び関係機関等から情報収集した上で、報道機関への情報提供等により、被災市町村の地域内外に対し、災害の種別及び発生年月日、災害発生の場所または被害激甚地域、被害状況、災害救助法適用市町村名、応急・恒久対策の状況、災害対策本部の設置または廃止、住民の責務等、民生の安定及び社会秩序の保持のために必要とする事項などの内容について、適切に提供することとされているところでございます。

○畠山みのり委員 被害状況の港湾の区分では、当初から、フェリーの欠航状況だけが報告され

ていました。しかし、実際には、苫小牧港東港の国際コンテナターミナルが、4日間にわたって荷揚げができない事態になっていたとのことです。このことは地元関係者しか知り得ないことでありまして、被害状況には掲載されていませんでした。

災害対策本部では、こうした情報を把握されていたのでしょうか。

**○三角防災教育担当課長** 苫小牧港における被害についてでございますが、苫小牧港東港につきましては、発災当日の早朝において、災害対策本部指揮室に参集した北海道開発局を通じまして、コンテナ埠頭において液状化が確認され、舗装にクラックがあることや、マンホールから水が湧き出していること、物揚げ場の沈下と陥没が発生していることなどの情報を指揮室において共有したほか、北海道開発局が、当日午前8時に、災害情報として公表したところでございます。

なお、道が公表する被害状況等では、発災後しばらくの間は、人的被害や住家被害などに重点を置いたことなどから、こうした産業被害に関する情報の発信は行っていなかったところでございます。

**○畠山みのり委員** 情報が錯綜する中で、担当の皆様はその対応に苦慮されているということは承知いたしますが、被害状況の取りまとめ、周知は、より迅速に、より正確を期することが求められます。

そのためには、関係部局との連携をより強くしていく必要があると考えますが、所見を伺います。

**○大越農子委員長** 危機対策局長辻井宏文君。

**○辻井危機対策局長** 災害時における広報についてであります。災害時におきまして、被災地域の住民を初めとする道民の皆様に対し、正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に提供することは、住民の方々が適切に判断し行動する上で重要と認識しているところでございます。

今回の地震の発生以来、道としましては、市町村や災害対策本部指揮室に参集した各防災関係機関と連携し、被害状況等を取りまとめ、公表、発信してきたところでございますが、こうした災害時に行った広報活動につきまして、今後設置する検証委員会において具体的に検討してまいります。

**○畠山みのり委員** 検証委員会において検討していくとのことでした。さきの補正予算に係る質疑の際の知事の答弁では、できるだけ早期に、そして、先ほどの船橋委員への答弁でも、できるだけ早期にということございましたけれども、まだ決まっていないということですね。早く立ち上げていただきたいと思えます。

次ですが、情報の受け手にとりまして、災害の発生時には、どういった規模の災害か、被害状況はどうか、また、安否の確認など、情報をいち早く収集することが必要でありまして、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末は、情報収集の手段としても欠かせないものでありますし、手元にあるということで安心も得られると考えます。

特に、シンプルなコミュニケーションツールであるSNSは、総務省の情報通信白書によりま

【第1分科会 10月4日 第4号】

すと、2016年には、LINE、フェイスブック、ツイッターなどのいずれかを利用している人は、端末保有者の7割を超えているとのことです。そのSNS上で、今回の地震について、再び大きな地震が来るとか、大規模な断水が始まるといったデマが広まってしまいました。

道は、ホームページで注意喚起を行ったということですが、SNSで広まったデマに対しては、SNS上で注意喚起を行ったほうが、より効果があるのではないのでしょうか。

道には、広報のツイッターアカウントが一つありまして、その中で、今回の地震についてさまざまな情報発信を行っていましたが、SNSでの災害情報の発信は、今回が初めてのことと伺いました。

今後、さらに広がるコミュニケーションツールとしまして、災害時に、いつでも、どこでも新しい情報を確認できるよう、SNSを駆使した災害情報の発信も必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 SNSによる情報発信についてであります。このたびの災害では、6時間以内に大地震が発生する、地響きが鳴っており大きい地震が来るなど、誤った情報も発信されましたことから、道では、ホームページで注意喚起を行いますとともに、ツイッターを活用した情報提供も行ったところであり、今後とも、气象台や道警察など関係機関と連携しながら、道民の皆様の不安や不便の解消に向けまして、さまざまな手段を活用するなど、より迅速かつ正確な情報伝達に努めてまいります。

○畠山みのり委員 情報の受け手が利用する手段は多岐にわたっておりまして、行政として、正しい情報をより多くの方々に伝えるためには、それに対応していく必要があります。

今回は、広報のツイッターアカウントによるものでしたが、例えば、複数のSNSで災害情報の発信のアカウントを持ってもよいのではないかと。これは申し上げておきます。

次に、モバイル端末の通信環境についてですが、このたびの地震により、全道的な停電——ブラックアウトが起きまして、通信が集中して、つながらないという地域が多数発生いたしました。

こうした事態に備えて、携帯電話事業者では、移動基地局となる車を保有していますが、災害発生時における配置先はどのようにして決められるのでしょうか。

先ごろ、同僚議員が被災地である厚真町に伺ったときに、町長からお聞きした話によりますと、移動基地局はすぐに来てくれるものだと思っていただくと嘆いていらしたそうです。

もちろん、限られた台数の中で、人口の多いところが優先されるということはあるかもしれませんが、地震発生時から行方不明者が多く出ており、安否確認が早急に必要な厚真町などに優先して配置すべきではなかったかとも思います。

移動基地局の配置についてはどのように決められ、また、今後、事業者とどう連携して対応していくのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 災害時における移動基地局の配置についてであります。このたびの地震では、全道域における大規模停電が長期化したことから、道では、災害対策本部指揮室に参集した北海道総合通信局や携帯大手事業者の方々と連携を図りながら、通信手段の確保に努めたところでございます。

各事業者の方々からは、保有している移動基地局の数に制約がある中、被災地域の実情を考慮して優先的に配置を行ったというふうにお聞きしているところでございますが、災害時における通信手段の確保は、まさに大変重要なことでございます。

道として、このたびの災害時の対応について、今後の検証の中でしっかりと検証し、今後の災害通信対策に反映をしております。

○畠山みのり委員 今回の地震によりまして、全道的な停電という、まれな状況が発生しましたが、今後、通信を含む社会インフラの機能強化につなげるためにも、今回の災害対応についての検証は非常に重要なものであると考えます。このことにつきましては、知事にも直接伺いたいと存じますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、北方領土問題について伺います。

先月10日の日ロ首脳会談におきましては、北方四島での共同経済活動の五つのプロジェクトに関して、両首脳がロードマップを承認しまして、その柱として、温室野菜栽培やごみの減容などについては実施場所を特定、観光のツアー開発についてはパッケージツアーを策定などとされています。

これらは、既に場所が特定され、ツアー内容が策定されるなど、取り組みの具体化が進んだものなのでしょうか、事実関係を伺います。

○大越農子委員長 北方領土対策課長中島竜雄君。

○中島北方領土対策課長 共同経済活動についてでございますが、先月の首脳会談においては、5件のプロジェクト候補の実現に向け、今後の作業の道筋を両首脳が確認し、ロードマップとして承認したところであります。プロジェクトの実施場所の特定やパッケージツアーの策定が既になされたものではなく、今後、日ロの両政府において、これらの特定や策定が進められるものと認識をしております。

今月1日から、国によるビジネス・ミッションが四島を訪問しているところでございまして、こうした機会を通じ、具体化が進められるものと考えております。

○畠山みのり委員 ビジネス・ミッションの後の動きに期待するところでありますが、ロードマップには見えない部分があるなど、国からの情報提供は課題が残るものでございます。しっかりと国に改善を求めていただきたいと思います。

そのビジネス・ミッションのメンバーとしては、国の関係者はもちろん、企業関係者も多く参加しているとのことですが。

道は、これまで、北方領土隣接地域を中心に、道内企業などの、共同経済活動への参画を国に要望してきていますが、メンバーの選定は、誰が、どのように行っているのでしょうか。また、



隣接地域や道内の関係者はどの程度参加することができるのか、伺います。

○中島北方領土対策課長 ビジネス・ミッションについてでございますが、ビジネス・ミッションは、両国間の協議を踏まえ、5件のプロジェクトの具体化に向けて国が実施しているものでございまして、その参加者については、具体的な選定過程は明らかにされていないものの、プロジェクトごとに、担当省庁が中心となって候補者を選定しているものと承知しております。

今回のビジネス・ミッションの参加者は合計で49名でございますが、道内の関係者は20名と全体の4割で、そのうち、北方領土隣接地域の関係者は9名と2割弱を占めまして、各分野の専門家については、道内の関係者が6割、隣接地域の関係者は3割となっております。

国には、これまで道が行ってきた、隣接地域を中心とした道内企業等の参画に係る要請を受けとめていただいたものと考えてございます。

○畠山みのり委員 共同経済活動は、一昨年末の日ロ首脳会談におきまして、両国首脳が、平和条約締結に向けた重要な一歩となり得るものとして合意したものです。

合意から間もなく2年を迎えようとしていますが、双方の法的立場を害さない特別な制度が見えていないばかりか、プロジェクトの内容さえ、いまだ明確でない状況にあります。

また、領土問題の解決に向けました平和条約交渉そのものも何ら進展していません。共同経済活動にこだわり、領土交渉そのものが停滞していると指摘せざるを得ませんが、道として、現在の状況をどう捉え、今後、どのように対応していくのでしょうか、所見を伺います。

○大越農子委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 北方領土問題についてでございますけれども、共同経済活動は、一昨年末に日ロ首脳間で協議の開始に合意して以来、現地調査などを通じまして、昨年には5件のプロジェクト候補を特定し、さらに、先月の首脳会談におきましては、その実施に向けたロードマップの柱が発表されるなど、具体化に向けた作業が一步一步進められているものというふうにとめていただいております。

そうした中で、領土交渉の内容については国から公表されてはおりませんが、一昨年、首脳会談以降も、共同経済活動の協議と並行して、首脳間で話し合われているというふうにとめていただいております。道といたしましては、今後とも、北方領土問題の早期解決に向けて、国の動向を注視しながら、隣接地域等、関係者と連携を図りつつ、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○畠山みのり委員 具体化に向けた作業が進められる中で、海産物の増養殖プロジェクトにかかわる施設の整備が示されています。これは、地域の要望に応えるものとして、ありがたいものではありますが、どこか唐突感が否めません。

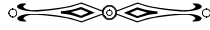
このプロジェクトの確実な実施が求められるところでございまして、この件につきましても、知事に直接伺いたいと存じますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大越農子委員長 畠山委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後 1 時 開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔浅水主査朗読〕

1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、花崎勝議員の第2分科会への所属変更を許可し、大崎誠子議員を第1分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

○大越農子委員長 総務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

笠井龍司君。

○笠井龍司委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。

道職員の働き方改革についてでありますけれども、私が、時折、会合等の帰途に道庁の脇を通りますと、いつも道庁の各階に明かりがともっていらして、随分遅い時間まで働いておられるなという印象があります。この道庁の明かりは、道民生活の向上あるいは北海道の発展のために、多くの道職員の皆さんが昼夜を問わず尽力されている裏返しであるのかなと思いをさせています。そうした点を頭に置きながら、一方で、道職員の働き方改革も進めなければならないわけがあります。

我が会派では、さきの代表質問においても、その実現に向けて知事の見解を伺ったところでありますが、私からも、改めて、今年度の人事院勧告等を踏まえた具体の取り組みについて、以下伺ってまいります。

今年度の人事院の報告では、民間企業を対象とする労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令の上限を、人事院規則において、原則、1カ月に45時間以内、かつ、1年に360時間以内と設定する措置等を講ずることとされております。

道では、職員のワークライフバランスの推進に関する指針の中で、時間外勤務についての目標を設定した上で、削減に向けた取り組みを行っており、この結果、平成29年度末までに、年間で720時間を超える時間外勤務を行う職員をなくしていこうという目標は達成されたと承知しております。

しかし、一方で、依然として、月に100時間を超える職員が相当数いるとの報告もあるわけでありまして、従来の取り組みの限界も見えつつあるのかなと考えるところであります。

人事院の報告等を踏まえ、道においても、勤務時間条例を改正し、時間外勤務の上限時間数を

【第1分科会 10月4日 第4号】

設定するなど、より踏み込んだ対策を実施する必要があると考えますが、まず、その見解を伺います。

○大越農子委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 時間外勤務の縮減に向けた対策についてでございますが、道では、能率的な業務運営や職員の健康管理、さらには、優秀な人材の確保の観点から、時間外勤務の縮減を重要課題と考え、これまで、ワークライフバランスの推進に関する指針に基づき、職員の意識改革や業務マネジメントの強化といった取り組みを行い、時間外勤務の縮減、年休の取得促進に努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後、人事院の報告に基づく規則改正等の内容を注視しながら、ワークライフバランスの推進に関する指針を改正し、年度内を目途に、必要な制度改正を検討するとともに、管理職の意識改革をさらに進めるなどして、適切な業務マネジメントや、弾力的な職員配置の励行による長時間労働の是正を図るほか、内部業務の減量化といった各般の業務改革に取り組み、時間外勤務の縮減に向けた取り組みの実効性がより一層図られるよう努めてまいる考えでございます。

○笠井龍司委員 今、御答弁にもありましたが、実効性をどう高めていくかということが大事になってくるところであります。御答弁にあった管理職の意識改革の促進だけではなかなか進まないであろうと思うわけでございます。

労働に対する認識については、年齢や職制、あるいは階層によってそれぞれ異なった考え方があるのじゃないかと私は思うわけでありまして、その点にもしっかりとアプローチするような対応をしていく必要も同時にあるのかなと思うわけでございます。

ぜひ、その点を踏まえて、答弁の後段にございました実効性をしっかりと担保しながら、働き方改革の推進に向けた取り組みに結びつくような方向を見出していきたいと思っております。

次ですが、働き方改革をしっかりとやるためには、実態をきちっと把握する必要があると思うわけであります。

現在、道における時間外勤務の状況については、管理職員による現認や時間外勤務命令が遵守されていることを前提として把握がなされていると聞いております。

しかし、今年度の人事院の報告では、超過勤務手当の支給対象となっていない管理職員も含めて、職員の健康確保の観点から、職員の超過勤務の状況を適切な方法によって把握することとされているところであります。

従来の方法では、管理職員も含めた時間外勤務の実態の把握を行うことが容易ではないのではないかと私は思います。時間外勤務の縮減に向けた実効性ある取り組みを進めるためには、より確実な方法で時間外勤務の実態を把握する必要があるのではないかと考えるわけであります。

そこで、時間外勤務の状況の把握に関する現状についてどのように認識されているのか、伺います。

○大越農子委員長 給与サービス担当課長増田弘幸君。

○増田給与服務担当課長 時間外勤務の把握についてでございますが、道では、時間外勤務について、事前に管理職員が勤務命令を行い、その管理職員による現認または職員からの申告に基づく事後確認を行う方法により、勤務時間を把握しておりますが、昨年、厚生労働省からガイドラインが示されましたことから、各所属に通知するとともに、各種会議において、その趣旨の徹底を図るなど、改めて、勤務時間の適切な管理について周知徹底を行ってきたところでございます。

また、管理職員につきましては、一般職職員とは異なり、みずからの責任と権限のもとで時間外勤務の要否を判断し、業務を遂行することが求められますことから、勤務状況につきましては、その上司が、日常的に行われる打ち合わせ等を通して把握に努めていたところでございますが、これに加え、昨年度から、新たに、管理職員に対して、人事評価面談時に使用するキャリアシートを活用し、時間外勤務や年休取得などの勤務状況を含め、面談を行っております。

道といたしましては、今後とも引き続き、職員の勤務時間等の把握に努めてまいりますほか、国におけるガイドラインの改正などの動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○笠井龍司委員 いろいろ御答弁をいただきましたけれども、人事院の報告では、より適切な方法で実態の把握をすることが求められているわけでありまして。冒頭の質疑でも御答弁をいただいたように、実効性をしっかり高めていくということではありますが、さまざまな手法があると思います。

しっかり根拠を持った上での改革が必要であることは冒頭に申し上げましたが、その点を踏まえながら、それにもとるところはないと思いますので、ぜひ、適切な対応をしていただくことを私からも求めたいと思います。

次に、変則的な勤務時間の把握についてです。

例えばですけれども、このたびの地震災害への対応では、通常の業務に加え、災害対応業務を兼ねて担当する職員が少なくなかったと聞いているところであります。

緊急に災害対応業務に当たられた職員の皆さんには、昼夜を分かたぬ御尽力に改めて心から敬意を表するものでありますけれども、職員の皆さんの頑張りばかりに期待してしまつては、適切な勤務時間の管理が行われないということになりますし、オーバーワークで体調を崩す方が出てきても不思議ではないと推察する次第です。

災害対応業務を応急的に担当する職員など、変則的な勤務を行う職員の皆さんの勤務時間の管理を今後どのように行っていく考えなのか、伺います。

○増田給与服務担当課長 災害対応業務を担当する職員等の勤務時間の状況についてでございますが、公務では、災害対応など緊急性や重要性が高い業務に対し、土・日、早朝、夜間も含めて対応しており、時間外勤務を命じる際は、所属の管理職員が職員の勤務状況を常時現認することが困難な場合もありますことから、必要に応じて、職員からの申告及び管理職員による事後確認なども行いながら、勤務時間を把握することとしているところでございます。

【第1分科会 10月4日 第4号】

こうした職員に対しましては、健康管理の観点から、管理職員等が声かけや目配りをして体調の変化などを把握し、必要に応じて、産業医の面接指導を受けさせたり、被災地に派遣された職員に対しましては、帰庁後に災害用ストレスチェックを行っているところをございまして、今後とも、職員の勤務時間の管理や健康管理を適切に行ってまいります。

○笠井龍司委員 こうした質問をするのは、近年、災害がかなりの頻度で起こっているからであります。平成28年には台風、そして、その年の末には鳥インフルエンザ、29年には重立ったものはなかったようですけれども、30年には今回の震災ということで、大きな災害が起きており、今後ともその可能性が高いわけです。

また、災害対応のために派遣される方も、災害の内容とか、どんな業務に従事するかによっては、かなりのストレスになると思いますので、そんなことも勘案しながら御対応いただくように求めておきたいと思います。

質問としては最後になりますけれども、今年度の人事院の報告では、長時間労働の是正のほか、超過勤務が多い職員への医師による健康確保措置や、年休取得促進のための措置に関する事項も盛り込まれているところをございます。

このたびの報告の趣旨を踏まえながら、職員の働き方改革を進めるためには、変則的な勤務形態となっている職員の皆さんも含めて、今まで以上にしっかりと職員の勤務状況の把握、勤務時間の管理を行う必要があると考えます。

道は、このたびの人事院の報告を契機として、職員管理の効率化を図るため、どのように取り組んでいくお考えなのか、最後に伺います。

○大越農子委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 職員の勤務時間の管理などについてであります。職員の勤務時間を適切な方法により把握し、管理することは重要な責務でございまして、また、長時間労働は、健康管理面への影響はもとより、効率的な業務運営や優秀な人材の確保、こうした観点からも喫緊の課題であると認識しております。

そのため、道では、厚生労働省が定めたガイドラインに沿いまして、職員の勤務時間を管理するとともに、時間外勤務の縮減に向け、職員の意識改革や管理職員の業務マネジメントの強化といった取り組みに加え、内部業務の減量化、ICTの利活用など、組織の生産性向上に向けた業務改革を推進しているところです。

道といたしましては、今後とも、勤務時間の適正な把握に向け、一層、周知徹底を図るほか、年内を目途に、ワークライフバランスの推進に関する指針を改正いたしますとともに、さきの人事院の報告を踏まえた国の対応や他府県の取り組み状況も参考としながら、効果的な手法についてさらに検討をしてまいる考えです。

以上でございます。

○笠井龍司委員 最後に申し上げます、終わります。

今、職員監からも御答弁がございましたが、ワークライフバランスの推進に関する指針の改正な

どを含めて、今後、しっかりと検討していくということでもあります。

昨今、組織や機構を改編していくといった改革から、働き方改革に代表される、仕事の質と量に注目する改革へという流れがあるわけでございまして、こうしたことが長時間労働を縮減していくことにつながるような議論をこれまでも積み重ねてきていただいているのでありますけれども、それをやろうとしても、具体的には非常に難しい環境なのかなと、私自身もせつない思いがあるわけでもあります。

しかし、民間企業にはそれを求めているところでもありますので、その模範となる行政の皆さんの取り組みは大事なことでありますし、ここは腕の見せどころだと思うわけでございまして、今後の取り組みに期待をして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○大越農子委員長** 笠井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

三井あき子君。

**○三井あき子委員** まずもって、胆振東部地震によりまして多くの命が失われ、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますと同時に、被害を受けられた多くの方々にお見舞いを申し上げます。

地震発生から、あさってで1カ月となりますが、今なお、500名近くの方々が、自宅に戻れず、避難所での生活を余儀なくされております。

こうした被災された方々の視点に立って、順次質疑をしてまいりたいと思います。

道では、いろいろな関係機関と共同で、年に1回、防災訓練を行っています。ことしは、来週の11日と13日に、十勝、上川、空知、留萌、石狩の各地域でピンポイントで行うというふうに聞いておりますが、今週末に台風25号が来るかもしれませんので、その後の経過によっては、訓練の可否も考えていただきたいと思います。

今までの防災訓練の検証結果をどう生かしているのか。また、関係機関にはその検証結果を報告していても、市民の皆さんにどうフィードバックされているのかが大切であって、参加者として市民を集めておきながら、市民にフィードバックができていないというのは本当に危惧するところでもあります。

道では、大規模災害に備えて、どのように訓練を行ってきたのか、また、訓練結果をどのように検証し、防災対策にフィードバックしてきたのか、伺います。

**○大越農子委員長** 危機対策局長辻井宏文君。

**○辻井危機対策局長** 地震を想定した防災対策についてであります。道では、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震と津波の発生を想定し、道はもとより、市町村や防災関係機関、住民の方々が連携した防災訓練を実施してきたところでございます。

また、一昨年に発生した熊本地震では、避難所の運営や救援物資の輸送などが課題とされましたことから、道では、昨年、札幌市と共同で、札幌直下型地震を想定し、防災関係機関と連携し、避難所の設置や運営、物資などの輸送、供給に重点を置いた、市民の皆様も参加された実践

的な訓練を実施したところをごさいます、その結果を、外部の評価もいただきながら検証し、関係機関や市民の皆様にも御提供してきたところであり、こうした訓練の成果をこのたびの災害対応においても反映できたものと認識しているところをごさいます。

○三井あき子委員 各機関に検証結果を提供し、今回の災害でも反映できたものと認識しているということでもありますけれども、市民が、災害を受け、避難しなければならない状況の中で、市民一人一人にまで訓練の結果がどのようにフィードバックされているのか、今後、さまざまな場において検証していただきたいというふうに思っております。

次ですが、障がい者、御高齢の方、そして子どもたちや妊婦さんなど、いわゆる災害弱者と言われている方に十分配慮しなければなりません。事前に名簿を作成することとなっておりますけれども、適切に行われているのかは疑問です。

具体的には、手上げ方式で、同意を得られた方々については名簿情報を提供するわけですが、現在、道内で名簿に登録されている人数など、地域における実情を道はどう適切に把握しているのか、お聞きします。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 避難行動要支援者名簿についてでございますが、高齢者や障がいのある方々など、みずから避難することが困難な避難行動要支援者が災害時に迅速に避難するためには、対象となる方々に関する必要な情報を市町村が把握しておく必要があることから、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成し、消防や町内会など、避難行動を支援する側の方々と情報の共有を図るとともに、名簿情報が適切に管理され、プライバシーが保護される必要があると認識しております。

道内において名簿に登録されている要支援者数は、平成29年6月1日現在で約32万人となっておりますが、名簿情報の提供に当たりましては、基本的に本人の同意を得ることになっておりますことから、平常時において関係者に名簿情報が提供されているのは約25%となっておりますところをごさいます。

○三井あき子委員 32万人のうちの25%は、同意をされていて、既に情報が行っているということでもありますけれども、残りの75%の方の情報は地域には来ていないことになります。災害時には、即、その名簿情報が行くということでもありますけれども、瞬時にその情報が行くかどうか心配であります。

また、その32万人以外に、例えば、膝が痛いとか、病気を患っていたり、携帯電話を持っていない方、あるいは、車の免許証を返納した方、妊婦さんなどがおりますが、一年一年でその状況が変わっていくわけでありまして、その把握には本当に難しいものがあります。

そういったことを含めて、これから聞いていきたいと思いますが、災害の発生時において気にとめなければならないのが、被災された方々へのケアの問題です。特に、高齢の方、小さなお子さん、さらには、病気を患っている方、女性に対しましては、食事や衛生管理、寝具、プライバシーなど、さまざまな配慮が求められます。

当然、ミルクやおむつなどの生活日用品が必要になったはずですが、道ではどのように対応したのか。また、女性の視点をもっと取り込むべきではないのかと考えますが、認識を伺います。

**○加納危機対策課長** 物資の供給などについてでございますが、このたびの災害に際し、高齢者、乳幼児を初め、女性の方など、配慮を必要とする避難された方々に対しまして、道では、国や他県、災害時協定締結企業から御協力いただき、ミルク、紙おむつなどを調達したほか、着がえや就寝時などにおけるプライバシーの確保のため、段ボールベッドや、道が備蓄している災害用テントの提供を行ったところでございます。

また、医師や保健師等を避難所に派遣し、エコノミークラス症候群の注意喚起を初め、避難されている方々の心身の健康管理に取り組んだところでございます。

**○三井あき子委員** 女性の下着や洋服などの物干し室がないのじゃないかと思えます。そういった部分について、国の防災基本計画では掲げているわけですが、都道府県ではそれを認識していないのじゃないかというふうに思えます。

また、女性の視点を取り込むということは、例えば、父子家庭とか、男性でも女性でも介護をされている方、LGBTなどといった方にとって意義があるものだというふうに考えます。

男女平等参画の視点から、北海道男女平等参画基本計画の中で、避難のためのさまざまな備品を用意し、そういった方々に配慮しなければならないとしているところであります。避難所もそうでありますけれども、これから応急仮設住宅ができるわけですし、今後、そういったことにも配慮していくべきと考えますので、指摘とさせていただきます。

今、大切なことは、避難されている方の避難所における良好な環境を確保するとともに、老若男女を問わず、避難生活を送る方々が一日も早く新しい生活のスタートを切ることができるよう、行政がしっかりと支えてあげることです。

そのためには、本道の防災対策を担う北海道防災会議の役割がとても重要でありますけれども、その構成員としては、女性の数が少なく、女性の視点の反映が十分とは言えません。

防災会議の現状と認識についてお答えください。

**○辻井危機対策局長** 北海道防災会議についてであります。防災会議の委員につきましては、災害対策基本法に基づき、開発局や運輸局など国の出先機関、市町村長や消防機関の長、JR北海道、北電などの指定公共機関や指定地方公共機関のほか、自主防災組織、学識経験者などから選任されることとなっております。

選任に当たりましては、各機関から推薦をいただいた上で発令しているところでございますが、そのほとんどを占める64名が、組織の代表者または職位に基づく推薦となっております。全体では、委員数の67名のうち、女性委員は5名となっているところでございます。

道としましては、自主防災組織や学識経験者として女性を委員に選任するなど、女性の任命に努めているところであります。防災会議における多様な意見の反映に向け、今後とも、女性委員の登用に引き続き努めてまいります。

**○三井あき子委員** 67名のうち、女性委員は5名ということです。知事が入っているの、あと



【第1分科会 10月4日 第4号】

は4名で、本当に少ない数であります。

北海道男女平等参画推進条例に基づく基本計画の中では、「特に」という言葉を使いながら、防災に関しては、男女で災害から受ける影響が違い、それぞれニーズが違ったりすることが課題であると言われているわけです。これは知事が言っていることと同じになります。

また、計画にしっかりと書かれていますが、防災対策の方針などを決める際に、もっと女性を参画させなければならないということがあります。

67名の中で女性が5名ということについては、関係機関や代表者には男性が多いので、そのようになったと認識されているようではありますけれども、北海道男女平等参画推進条例に基づく基本計画では、方針を決定する会議に女性を参画させなさいと言っているのですから、ぜひとも、総務部が先頭に立って、今ある会議のほか、今後つくられる検証委員会や組織の中で、それをしっかりと推し進めていかなければならないと指摘させていただきます。

それで、道内はもちろん、全国の皆さんから義援金をいただいております。これは、北海道災害義援金募集委員会に届けられています。こうしたお金は、被災された方々に直接届く、大変ありがたい浄財でありますから、被災された方のお気持ちに沿って、適切に配分されることが大切です。

現在、どの程度、義援金が集まり、どのように配分するのか、お伺いします。

**○加納危機対策課長** 災害義援金についてであります。北海道災害義援金募集委員会では、このたびの震災を受け、9月12日から義援金の募集を開始し、10月1日現在で、713件、2億1500万円余りの善意が寄せられているところでございます。

道では、寄せられた義援金を被災された方々へ一日も早くお届けできるよう、先月25日に配分委員会を開催し、亡くなられた方や重傷の方、全壊となった住宅の数をもとに、市町村ごとの当面の配分額として、総額で3015万円を決定したところであり、今月10日、札幌市や厚真町など11市町へ払い出した後、各市町において、被災された方への支払いが行われることとなります。

また、今後も、被害状況や義援金の取りまとめ状況を勘案し、配分基準の拡充などを配分委員会で検討協議した上で、11月以降、市町村に対して追加配分を行うこととしており、多くの方の善意が、被災された方々への生活支援等につながるよう取り組んでまいります。

**○三井あき子委員** 10月1日現在で2億1500万円とのことですが、新聞報道では、2日にも、金融関係のところから5000万円とか、ニッポンハムグループから2000万円など、さまざまのところから寄せられており、既に3億円を超えているのではないかなというふうに推測しております。こういったものが生活支援に直接つながるよう、ぜひとも、しっかり対応していただきたいと思っております。

最後に質問させていただきます。

地震は、春夏秋冬、いつ起こるとも知れず、また、それを未然に防ぐことはできませんが、被害を減らすことはできるはずで、そのためには、日ごろの訓練が必要であって、さらに、その結果を振り返り、次の政策に反映していくことが重要であります。

今回の大災害を教訓として、本道特有の事情を反映させるため、地域防災計画の変更も必要ではないでしょうか。道は、今後、どのように大規模震災に備えていくのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてでございますが、道では、これまで、国内におけるさまざまな大規模災害の教訓などを踏まえて、道の地域防災計画を改正いたしてきております。

また、その実効性を高めるために、防災訓練を実施するなど、防災・減災対策の充実強化に努めてきているところであります。

このたびの災害では、過去に経験がない大地震に加え、全道域の295万戸にも及ぶ大規模停電が発生をいたしましたことから、今回の一連の災害対応などにつきまして、検証委員会を設置し、幅広く検証を行い、その結果を地域防災計画に的確に反映させますとともに、訓練を繰り返し実施することにより、本道における災害対策のさらなる向上に努めてまいります。

○三井あき子委員 訓練を確実に進めていただくと同時に、現在も避難所にいる500名近い方々に対して、すぐにでき得ることもあるかと思っておりますので、議会議論も踏まえて、しっかりと進めていただき、一日も早い復興、そして、行政による手助けを心より強くお願い申し上げ、これを指摘にかえ、私の質疑を終わります。

○大越農子委員長 三井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

村木中君。

○村木中委員 それでは、通告いたしました文書管理と業務改善について、質疑をさせていただきます。

本来作成すべき文書が複数年にわたって作成されないままになっていたことについては、道民の信頼を裏切ることであり、厳しい指摘を免れない失態と言わざるを得ず、二度とこのようなことがないように対策を考える必要があります。

既に、道は、総務部長名で注意喚起する文書を発出するとともに、今後、職員の意識喚起を図るための研修会等を実施する予定と聞いております。

しかし、こうした対応は、従来の発想から一歩も抜け出ていないものであり、こうした対応では、今後も、文書管理に関する不適切な事務処理が繰り返されると考えざるを得ません。

まず、今回の事案の背景について徹底的に要因分析し、明らかになった要因に、一つ一つ丁寧に具体的な改善策を施していく必要があると考えます。

まず、文書作成をしなくなった経緯についてであります。

どのような経緯で審議会の議事録は作成されていなかったのか、過去の調査結果も含めて伺います。

○大越農子委員長 法制文書課長佐藤充孝君。

○佐藤法制文書課長 会議記録未作成の経緯についてでございますが、このたび、知事部局に設置しております附属機関等について、平成25年度から29年度までの5年間における会議記録の

【第1分科会 10月4日 第4号】

作成状況を調査したところ、816の会議のうち、北海道青少年健全育成審議会や、各振興局に設置している感染症診査協議会の一部など、33の会議におきまして記録が作成されていないことが判明いたしました。

また、これら33の会議につきましては、調査対象となった5年間に769回開催されておりまして、このうち、議事録につきましては延べ354件、議事概要につきましては延べ155件の未作成があったところでございます。

会議記録を作成しなかった経緯といたしましては、非公開の会議であるため作成不要と誤認していたなど、道の諸規程や通知の内容を担当者が独自に解釈していたり、それを管理職員が適切に指導できていなかった実態が明らかになっております。

**○村木中委員** 今回の問題は、担当職員の怠慢や不注意が原因と決めつけることは適切ではありません。なぜなら、担当者は1人ではないと思っているからであります。

人事異動に伴って、複数の担当者が同一の審議会の事務を担当しております。複数の担当者全員が、たまたま怠慢であったり不注意であったりすることなどはあり得ないと思います。

したがって、今回の問題は、個々の職員の資質や認識不足といった問題ではなく、特定の部局で審議会の議事録をつくらなくなる構造的な要因が働いていると考えざるを得ません。

道は、この問題の構造的な要因をどう捉えているのか、今後の対応も含めて伺いたいと思います。

**○大越農子委員長** 法務・法人局長村井篤司君。

**○村井法務・法人局長** 会議記録未作成の要因についてでございますが、今回の一斉点検におきましては、特定の部局が所管する分野の会議において、会議記録の未作成が集中的に生じていたことが明らかになったものでございます。

この要因については、現時点で判明しておりませんが、今後、未作成の所属に対して個別に指導を行う中で、事実関係について詳細なヒアリングを行い、特定の会議で未作成が集中した要因について分析を行いますとともに、必要に応じ、再発防止に向けた具体的な対策を講じてまいりたいと考えております。

**○村木中委員** 道庁は組織で仕事をしているので、担当者が不注意などで議事録の作成を怠っても、どこかの段階で、同僚や上司が議事録の不存在に気づき、事後的に議事録を作成するなど、修正することが可能だったはずだと思います。

不注意や業務繁忙のためにミスをするのは誰にでもあることですし、そのために、複数の人間が相互にチェックすることによって、組織全体としてミスを未然に防ぐ仕掛けとなっているはずだと思います。

道では、今回のような事案があるたびに、適切な文書の作成について周知徹底を図るよう文書を発出していると認識しておりますが、こうした文書の趣旨を理解し、部下職員にそれを遵守させるべき管理職員の役割は非常に大きなものがあると考えます。

特に、議事録などのような重要な公文書が未作成とならないようにするために、本来、管理職

員はどのように対処すべきだったのか、伺います。

○佐藤法制文書課長 管理職員の役割についてでございますが、道の文書管理規程では、附属機関等、道の重要な政策事項に係る会議の開催などについて、所管する課の課長などの指示に従い、職員が文書を作成しなければならないと定めております。

また、管理職員向けに作成、配付をされている「管理職員のためのリスク・マネジメントの手引」におきましては、文書の適切な処理に関する留意事項といたしまして、公文書の作成を指示することや、職員の事務処理状況を確認することなどについて記載しております。

したがいまして、管理職員としましては、審議会などの会議の記録を作成するよう、あらかじめ部下職員に指示するとともに、会議後におきましては、記録の作成状況を確認すべきであったと考えております。

○村木中委員 こうした不適切な事務処理を未然に防止するためには、日々の事務事業に忙殺されている現場の職員の実情を十分に踏まえた対策を検討する必要があると思います。

例えば、担当職員の入れかわりが激しい民間企業などは、業務の徹底した見える化を行い、その結果を踏まえて、詳細なマニュアルや業務推進チェックリストなどを整備し、誰が担当者になっても、マニュアルに沿って業務を実施し、自分自身で、チェックリストによって漏れがないかをチェックできるような工夫をしております。

道の職場も、かなりの頻度で職員が入れかわることが人事異動の前提となっていますし、中間層職員が極端に少なくなっている関係で、以前のように、丁寧にOJTで仕事を先輩職員から後輩へ教えていくことが困難な時代となっていると思います。

こうした状況に対応し、このたびのような不適切な事務処理の再発を防ぐためには、業務の徹底的な見える化とマニュアル化、チェックリストの整備が欠かせないと考えます。見解を伺います。

○大越農子委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 不適正事務の防止についてでございますが、不適正事務が発生する要因は、懈怠や不注意、理解不足など、職員個人に起因するものではございますが、一方で、チェック業務の分担、業務マネジメントなど、業務管理のあり方をさらに工夫すれば防止できたものもあったと考えており、個々の職員の意識改革や能力向上とともに、管理職員のリーダーシップのもと、各所属単位で業務管理をさらに徹底して行うことが、コミュニケーションを深めた、何でも相談できる風通しのよい職場環境づくりとあわせて重要であると認識してございます。

このため、人事局といたしましても、不適正事務の抑止に向け、グループや課単位での定例ミーティング、マニュアルやチェックリストを活用する業務改善の取り組みの徹底につきまして、先日開催したコンプライアンス確立会議など、さまざまな機会において、各部局の人事担当の管理職員に対して周知徹底を図っているところでございます。

○村木中委員 マニュアルやチェックリストの整備は、単に、今回のような不適切事務を未然に防止するだけでなく、多様な人材の活用を通じた働き方改革、業務改革につながるものだと思います。

います。

しっかりとした、わかりやすいマニュアルが用意されていれば、OJTで時間をかけて教え込まなくても、比較的短時間で業務を理解し、前任者の業務を引き継ぐことが可能になるのではないかと思います。

また、次に何をすればよいのかなど、業務の処理工程や手順等が明らかになることから、処理時間の短縮が図られ、業務の効率化につながるほか、業務処理のプロセスが明確化されていることから、処理状況の的確な把握が可能となり、業務マネジメントの向上につながるなど、行政サービスの向上にも寄与するものと考えます。

道は、現在、道庁組織の生産性向上に向けた取り組みを進めておりますが、今後の取り組みに当たっては、こうした視点も取り入れ、マニュアルなどを業務改革に役立てていくべきと考えますが、見解を伺います。

○大越農子委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 業務マニュアルの活用についてでございますが、業務手順の標準化や見える化ができる業務マニュアルは、委員が御指摘のとおり、業務の効率化や適正な執行管理に大変効果的であると認識をしております。

このため、道では、業務改善を進めるために策定した「事例に学ぶ！カイゼン★ナビ」におきまして、業務のパターン化やルール化など、マニュアル化への取り組みを位置づけるとともに、各所属で作成している業務マニュアルを一元的に集約し、イントラネットで容易に検索、閲覧できる環境を整え、業務の効率化や職員の利便性向上に努めてきたところでございます。

今後は、こうした取り組みに加えて、現在、取り組みを進めている内部業務の減量化などにおいて、庁内の共通業務のマニュアル化による業務の効率化など、積極的な活用の検討を行い、道庁の生産性向上に向けた業務改革につなげてまいりたいと考えてございます。

○村木中委員 業務マニュアルの活用については、業務改革の推進の面でも効果があるとの答弁をいただいたわけでありますが、それ以外にも、業務マニュアルを作成して、業務の見える化、標準化等を行うことは、育児や介護、通院、通学などの事情によりフルタイムで勤務できない職員の業務を他の職員がスムーズに引き継ぐことが可能となり、個々の職員の事情に即した多様な勤務形態の実現が可能となるほか、業務の繁閑に応じた職員の柔軟な配置も可能になるなど、道庁組織全体の活力の向上につながるものであると考えます。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

道は、今回の不適切な事務処理を契機とし、従来の文書管理のあり方を、庁内の業務改革の対象の一つとして明確に位置づけ、抜本的に見直すべきと考えます。

また、文書管理に関する関係規定を条例化するなど、明確なルールとして庁内にしっかりと定着させるべきだと思っております。

道は、今後、文書管理の一層の適正化にどう取り組んでいく考えなのか、見解を伺います。

○大越農子委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 文書管理の適正化に関する今後の取り組みについてであります。今回、審議会における議事録の未作成事案が明らかとなりました時点で、まず、全庁に対して、附属機関等に関する公文書の作成について所属職員に周知徹底を図るよう通知を発出したしまして、注意喚起を行ったところでございます。

今後は、未作成でありました所属に対して個別に指導を行いますとともに、管理職を対象に、会議記録の作成などについての研修を実施いたしまして、公文書管理の重要性について、職員一人一人の意識改革を図ってまいります。

また、今回、未作成の原因として、職員が会議記録作成の基準を誤認していたということが明らかとなりましたことから、わかりやすいマニュアルの作成に取り組むなど、道の公文書管理をより適切に行うことができるように、委員が御指摘の点も含めまして、明確なルールづくりに向けて検討を進めてまいる考えでございます。

○村木中委員 ただいま、部長から、未作成だった所属への個別指導や研修などを通じて職員の意識改革を行う旨の御答弁をいただいたわけであります。

今回の不適切な事務処理は、単に、文書管理上の問題にとどまらず、道庁の各職場における内部統制やマネジメントのあり方にかかわる重要な課題を示唆していると考えます。こうした観点から、総合的、多角的に原因を究明し、抜本的な対策を検討した上で、条例といった明確なルールづくりにつなげていく必要があると思います。

こうした点に関しては、知事に改めて見解を伺いたいのので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らい願います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○大越農子委員長 村木委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従いまして、防災対策について、順次伺ってまいります。

まず、このたびの震災に際し、発災時の対応、そして、今、復旧、復興に最前線で当たられております総務部の危機対策局を初めとした道庁の職員や関係者の皆さんに、心から敬意を申し上げる次第でございます。

昨日、危機管理監は、知事とともに被災地を訪問されていたということで御不在でしたが、災害対策本部の指揮室にお伺いさせていただきました。発災直後から比べると、今は規模が相当縮小されておりますが、皆さんが、この約1カ月間、御奮闘されていた様子をかいま見ることができまして、本当に、皆さんの取り組みに頭が下がる思いでございます。

我が会派といたしましては、この定例会での代表質問、一般質問を通じて、防災あるいは災害の質問に際しては、なるべく危機対策局の皆さんの所管事項とならないよう、工夫と努力を重ねて質問を作成してまいりましたが、きょうは予算特別委員会分科会の最終日でございますので、最後の最後でこうして質問させていただくことを御容赦いただければというふうに思うわけであ

ります。

このたびの地震の震源が私も住む胆振管内ということで、距離も近く、私の知人や友人の中にも、自衛隊の隊員の方とか、今回の災害対応に当たった方もいることから、非常に身近な出来事として、また、深刻な事態として受けとめているところでもあります。

私は、これまでも、防災対策を議論するに当たり、自助、共助、公助の三つの視点を常に持ちながら議論してきたところではありますが、今回の道の災害対応についても、こうした観点からお伺いをいたします。

防災の基本は、まずは自分自身で備える自助にあると考えておりますが、今回のような大災害では、自分自身の力のみではどうすることもできないことが生じるわけでもあります。

例えば、電気や水道などが復旧し、自宅そのものはそれほど被害がなかったとしても、家財が散乱しているため、避難所生活を余儀なくされる方などがいらっしゃるわけでもあります。この方々を救ったのがボランティアの活動、すなわち共助であります。

被害が著しかった厚真、安平、むかわの3町におけるボランティアの活動状況について、まずお伺いいたします。

○大越農子委員長 防災教育担当課長三角靖枝君。

○三角防災教育担当課長 ボランティアの活動状況についてでございますが、このたびの災害において被害が大きかった厚真、安平、むかわの3町の社会福祉協議会では、北海道災害ボランティアセンターや全国規模のボランティア団体の支援を受け、災害ボランティアセンターの早期の立ち上げに取り組んだところでございまして、9月9日からボランティアの登録受け付けを開始した安平町を初め、9月末までに3町で活動されたボランティアは延べ9660名となっているところでございます。

活動の内容としましては、被災された個人宅における家財等の片づけや大型ごみの搬出、給水支援のほか、避難所の清掃や炊き出しの手伝い、図書館の倒壊した本棚の整理など、多岐にわたり、さまざまな支援活動を行っていただいているところでございます。

○赤根広介委員 本当に多くのボランティアの方に御尽力をいただいているわけでもあります。これから少しずつ、復旧、復興へと歩みを進める中で、ボランティアの形態も、例えば、大型ごみの搬出などから、心のケアという形でボランティア活動に携わるなど、いろんな形があると思います。

実際、私も、発災直後、地元の方から、ボランティア活動に参加したいということで、どこに問い合わせたらいいのかという御連絡をいただきました。そのときは、現地の窓口となっている社会福祉協議会の専用の電話番号がありましたので、そちらをお伝えしたのですがけれども、これからも、ボランティアの方々が円滑に現地で活動できるように、道としても御支援をいただければというふうにお願ひ申し上げる次第でございます。

次に、公的機関による支援である公助についてであります。

災害時に特化した公助として、知事の派遣要請に基づく自衛隊の活動が挙げられるわけであり

ます。

このたびの地震において、自衛隊の活動も報道で大きく報じられているところでありますが、陸上自衛隊の活動状況、並びに、航空自衛隊、海上自衛隊の活動状況についてもあわせてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 陸上自衛隊などの活動についてでございますが、このたびの災害対応におきまして、陸上自衛隊は、捜索・救助活動として、46名の人命を救出したほか、約8キロメートルに及ぶ道路の啓開に加え、避難されている方々を対象に、9月末現在で、1000トンを超える給水や、約2万3000名が利用した入浴、さらに、15万食を超える給食などの支援が被災地域に提供されるとともに、国からのプッシュ型支援物資の陸上輸送において中心的な役割を担ったところでございます。

また、発災後、直ちに、道を初め、厚真町や安平町、むかわ町の災害対策本部にリエゾンを派遣するほか、ヘリコプターから被災地域の映像を道の災害対策本部に配信するなど、災害応急対策の全般にわたり大きく貢献いただいております。

また、航空自衛隊や海上自衛隊の輸送活動についてでございますが、発災直後からの1週間におきまして、災害対応に必要な要員や技術者が6回、救助工作車等の車両が4回、さらに、避難者への支援を目的に、水ペットボトル、パン、カップ麺などの食料品、乾電池、毛布などの日用品などの支援物資が14回にわたり、航空自衛隊や海上自衛隊により道内へ輸送されたところでございます。

○赤根広介委員 本当に、大規模災害の際、我が国においては自衛隊の活動は欠かせない存在となっているわけで、大変心強いわけですが、これからも連携を強化して、有事の際への万全の備えを構築していただきたいというふうに思います。

公助の根幹の一つが、災害対策本部を担う自治体——道庁でございますが、それを補完する役割として、協定を締結しているさまざまな民間事業者あるいは団体があるわけでございます。

今回の民間事業者の活動状況についてお伺いいたします。

○加納危機対策課長 民間事業者の活動状況についてでございますが、このたびの災害では、被災地におきまして、物資等の供給に影響が生じたことから、道では、国を初め、コンビニエンスストアやスーパーなど、道が災害時の協定を締結している民間事業者の方々と連携し、食料、飲料水、生活必需品など、避難生活に必要な物資などの提供を行ったところでございます。

また、国からの大量の支援物資を一時保管する施設が必要なことから、協定を締結している苫小牧地区倉庫協会の倉庫を物資集積所として活用し、被災地域へ物資を供給したところでございます。

○赤根広介委員 まさに協定が生かされたということだと思いますが、大規模災害時におきましては、さまざまな訓練で行っていないことは決して実際の場面で行うことができないわけで、ふだん訓練していることを有事の際にいかに実行できるか、その実行力をいかに高めていくかが肝



心だということを、私も危機管理の有識者の方からお聞きしているところであります。

昨年の道の防災総合訓練における救援物資の輸送、供給を振り返りますと、苫小牧港を物資の集積拠点に位置づけており、まさに、このたびの対応そのものであるというふうを感じるわけですが、このたびの災害対応に当たり、昨年の訓練はどう生かされたのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 道の防災総合訓練についてであります。昨年の道の防災総合訓練では、札幌直下型地震を想定して、航空機や船舶で送られてくる支援物資を苫小牧港に設けた物資集積拠点で受け入れ、仕分けなどを行った後、札幌市に輸送したものでございます。

このたびの災害では、航空自衛隊千歳基地や苫小牧港に到着した、国からのいわゆるプッシュ型支援物資を、昨年の訓練と同様に、苫小牧港の物資集積拠点を經由して、厚真町など各被災地域に輸送したところであり、昨年の防災訓練が有益であったと認識しているところでございます。

○赤根広介委員 まさに、訓練がこういった有事の際に生かされたということです。望ましくないことではあります。万が一への備えとして、日ごろの皆さんの取り組みが生かされたわけがあります。

それで、今回は胆振東部ということで、太平洋に面しているところでありましたけれども、北海道は、広域で、四方を海に囲まれているという地域特性を持っているわけがあります。

例えば、道南、道東、道北など各地で、物資の集積拠点——これは応援・受援マニュアルにも記載されているところではありますが、集積拠点が各地に一つだと心もとないわけがありますので、今後、あらかじめ複数を整備した上で、全道的に訓練を行っていくことが必要ではないかと私は考えるわけがあります。

これから、さまざまな検証はあろうかと思いますが、現時点でお考えなどがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○辻井危機対策局長 道の防災総合訓練についてでございますが、今年度の防災総合訓練につきましては、来週、十勝地域、そして上川地域を中心としまして、広い範囲で行うことを予定しております。

その際には、昨年の訓練も踏まえ、物資の輸送訓練について、具体的な港としては、十勝の広尾の港、さらには留萌港、石狩の港を使用して行いたいと思っております。

○赤根広介委員 ぜひ、本道の特性を踏まえた実効性のある訓練、対策をさらに高めていただければと願う次第であります。

最後の質問になりますが、道では、今後、このたびの災害対応を検証し、それを政策に反映していくこととしていると伺っております。

そのこと自体には、当然、私も全く異存はないわけですが、いかなる検証を行おうとも、防災対策の基本は、まずは自助であるわけがあります。そして、その根幹は防災意識の向上

というふうを考えるわけであります。

このたびの地震を踏まえ、道民の防災意識の向上などについて、道はさらに取り組みを強化していく必要があると私は考えるわけでありますが、最後に所見を伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてでございますが、近年、甚大な被害をもたらす災害が道内においても頻発する中、道民の皆様のご生命、身体を守るためには、住民の一人ひとりが防災に対する意識を高めていただくことこそが重要であるというふうにご考えております。

このため、道では、防災関係機関と連携し、地域が実施をいたします住民参加型の防災訓練や研修に加え、児童生徒を対象に、学校教育の場を活用した一日防災学校などの取り組みに対し、企画から実施までをサポートするなど、住民の皆様のご防災意識の向上に努めてきたところでございます。

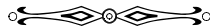
道では、このたびの災害対応に関する一連の検証の中で、道民の皆様のご防災意識につきましても、さらにどうすれば上がっていくのかといった観点から検討を進め、その結果を道の取り組みに反映するなど、本道における防災力の充実強化に努めてまいります。

○赤根広介委員 終わります。ありがとうございました。

○大越農子委員長 赤根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩



午後2時20分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 通告に従いまして、以下、総務部所管事項について伺います。

9月6日に発生した北海道胆振東部地震から、間もなく1カ月がたとうとしております。41名のとうとい命が失われ、多数の方が負傷され、また、住宅等の被害も相当数に上るなど、甚大な被害が生じました。

さらに、地震発生の前となる9月4日、5日には、台風21号が本道に最接近し、猛烈な風により、負傷された方や、多数の住家被害、産業被害などが生じております。

こうした一連の災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。

近年発生する災害は、このように激甚化し、全国各地に甚大な被害をもたらしております。政府や気象庁の発言においても、人命最優先との言葉が繰り返し聞かれ、まさに、国民、住民の命を守るために、これまで以上に災害対応に万全を尽くさなければならない時代と考えます。

そこで、以下、災害対策について、幾つか伺ってまいります。

【第1分科会 10月4日 第4号】

まず、今回の地震は、人が寝静まっている未明の3時に発生しておりますが、大規模な停電も起きている中、道ではどのような初動体制をとったのか、伺います。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 初動対応などについてであります。このたびの地震発生後、道では、直ちに本庁に災害対策本部を設置したほか、全振興局と東京事務所に地方本部を設置し、全庁を挙げて初動体制を整えてきたところでございます。

また、本庁の地下1階の危機管理センターに、災害対策の初動対応を担う災害対策本部指揮室を立ち上げ、庁内の関係部局の職員を初め、自衛隊や道警察、開発局などの道内の防災関係機関が参集するとともに、中央省庁からも職員が合流するなど、初動対応に全力を挙げて取り組んできたところでございます。

○中野渡志穂委員 ただいま、初動対応について、指揮室を設置したとお聞きしましたが、指揮室ではどのような活動がなされたのか、具体的に伺います。

○加納危機対策課長 指揮室における災害対応についてであります。災害対策本部指揮室は、このたびの災害の応急対策を行うため、総括的な指揮命令を担う総括・広報班を初め、被害情報等を集約して提供するための情報班、救出・救助活動の総合調整を行う救出・救助班、避難所への物資の調達などを行う避難者対策班、通信網、電力、水道やJRなど公共交通機関の情報収集を行うライフライン・公共交通機関班、医療、救護に関する調整を行う医療救護班、物資の輸送に関する調整などを行う応援・受援班などの体制を構築するとともに、緊密な連携を図りながら、関係機関相互に情報を共有しつつ、初動対応に当たったところでございます。

○中野渡志穂委員 わかりました。

大規模な災害においては、自治体のみでは到底対処できないような事態となり、関係機関が一丸となった対応が必要と考えます。

道の災害対策本部には多数の関係機関も集まったと聞いておりますが、このたびの地震における関係機関との連携について伺います。

○加納危機対策課長 関係機関との連携についてであります。災害対策本部指揮室には、自衛隊や道警察、開発局、気象台、運輸局、農政事務所などの道内の関係機関を初め、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省、防衛省などの職員が参集するとともに、一堂に会しながら、被害情報の把握を初め、ヘリコプターによる人命の救出、救助、水や食料等の物資の調達、DMATなどによる応急医療活動、被災地域への応援職員の派遣などにつきまして、関係機関が相互に連携し、適宜、協議しながら、さまざまな応急対策に迅速に対応するよう努めたところでございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

先日、胆振東部地震による被災地域となったむかわ町へ私も伺い、町の被害状況や被災された方の避難所の状況などを確認してまいりました。

これから、復旧、復興に取り組んでいかなければならない一方で、まだまだ御自宅に帰れない

方もたくさんいらっしゃると感じましたが、現在の避難所の開設状況、避難者数について伺います。

**○加納危機対策課長** 避難所等の状況についてでございますが、10月4日現在におきまして、開設されている避難所と避難されている方は、札幌市では1カ所、12名、北広島市では1カ所、14名、厚真町では7カ所、289名、むかわ町では1カ所、68名、安平町では3カ所、88名、全体では、5市町で13カ所、471名となっているところでございます。

**○中野渡志穂委員** 避難をされている方が471名もいらっしゃるということです。

長引く避難生活においては、今なお、余震が続いている中、不自由な生活がゆえに、ストレスや健康管理への配慮が必要と考えますが、どのような支援がなされ、どういった課題があったのか、伺います。

**○大越農子委員長** 危機対策局長辻井宏文君。

**○辻井危機対策局長** 避難所における支援などについてでございますが、地震発生後、道では、協定を締結している民間事業者の方々や国と連携しまして、食料や飲料を速やかに提供するとともに、プライバシーの確保や心身的なストレス防止の観点から、災害用テント、段ボールベッドを提供したほか、医師や保健師などの巡回により、避難されている方々の健康管理に取り組むなど、避難所においてより良好な生活環境が確保されるよう努めてきたところでございますが、こうした避難所生活への支援のあり方につきましては、今後、検証を行う中で、しっかりと検討してまいりたいと考えておるところでございます。

**○中野渡志穂委員** ぜひ、よろしく願いいたします。

避難所は、市町村が速やかに開設し、被災した方々の受け入れをスムーズに行わなければなりません。

そのためには、避難所の開設についての職員の経験等も十分でなければなりません、そのための訓練などはこれまで実施されてきたのか、伺います。

**○辻井危機対策局長** 避難所の運営の訓練などについてでございますが、災害時におきまして、市町村職員には、避難所を速やかに開設し、食料などを確保するなど、適切な避難所の設置、運営が求められるところでございます。

このため、道では、一昨年の本道の大雨災害などを教訓としまして、市町村の防災担当職員が災害時に迅速に避難所を開設できるよう、専門家の協力もいただきながら、実践的な研修や訓練などを行ってきたところであり、今後も、市町村における避難所運営の習熟度を高めるために、繰り返し訓練などを実施してまいりたいと考えております。

**○中野渡志穂委員** 災害時に、被災地への食料、飲料、物資の供給が不足し、迅速に行き届かないといった状況は、過去の大規模災害でも生じていたものと考えます。食料等を被災地に供給するため、行政機関のみならず、民間事業者の力も大いに活用すべきと考えます。

そのため、道では、事業者と協定を締結し、災害時の物資等の供給に備えているものと承知しておりますが、協定の締結状況についてお伺いいたします。

○加納危機対策課長 災害時協定の締結状況についてであります。大規模災害時に、被災地や避難所に滞在する被災者の方々に、食料や飲料を初め、生活必需品等、物資を速やかに確保した上で安定的に提供することが重要と考えております。

地域防災計画におきましては、市町村は、あらかじめ物資等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料等の確保に努めることとされておりますが、市町村が物資の調達等を行うことが困難な場合を想定し、道では、民間事業者の方々と、災害時における協定を締結し、被災された方々に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、現在、158の災害時協定を締結し、調達体制を整備しているところでございます。

○中野渡志穂委員 158の災害時協定を締結しているとのことですが、今回の地震や停電における協定の活用状況について伺います。

必要でありながら、活用できなかった協定もあったのではないかと思います。こうした協定の有効活用に向けて、どのように考えるのか、あわせて伺います。

○加納危機対策課長 協定の活用についてであります。このたびの災害では、道が締結している協定に基づきまして、コンビニエンスストアを初め、スーパーやホームセンター、清涼飲料販売店などから、食料やパン、カップ麺、飲料水のほか、生活用品、清掃用品などの提供をいただくとともに、物資等を確実に被災地等へ提供するため、運送事業者や、保管、仕分けをするための倉庫事業者の方々にも御協力いただいたところでございます。

一方で、今回の災害対応におきまして、締結している協定のうち、活用されたのは2割程度となっておりまして、協定を締結していながらも、道として協力を要請しなかったケースもありますことから、活用されなかった理由などについて確認し、災害時における連携など、今後のあり方を検討してまいります。

○中野渡志穂委員 よろしくお願いたします。

では、大規模災害における消防活動について伺いたします。

胆振東部を中心に、土砂崩れによる家屋倒壊や道路の寸断が発生し、また、道内全域における停電、いわゆるブラックアウトが発生するなどしました。

このような中、消防における活動はどのような状況だったのか、伺います。

○大越農子委員長 消防担当課長市川晶一君。

○市川消防担当課長 消防の活動状況についてであります。発災後、道内の消防はもとより、他県の消防から構成される緊急消防援助隊など、延べ3000名を超える消防隊員が、自衛隊や警察などの関係機関と連携いたしまして、多数の安否不明者が発生した厚真町を中心に、孤立者の救出や捜索・救助活動に当たり、その結果、全道で122名が救出されたところでございます。

○中野渡志穂委員 全道で122人が救出されたとのこと、消防隊員、自衛隊、警察など関係の皆様、心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

大規模災害において、特に被災地域では、限られた体制の中で、救出・救助事案はもとより、救急事案にも対応しなければならないと考えますが、今回の災害においてはどのように対応した

のか、伺います。

○市川消防担当課長 救急活動についてでございますが、このたびの災害におきましては、発災後、間もなく、多数の安否不明者や孤立者が発生した厚真町において、道内の七つの消防本部からの救急隊の7隊、21名が活動するとともに、道外5都県の緊急消防援助隊からも、救急隊が延べ約60隊、200名が派遣されており、地元の消防本部はもとより、避難所等に配置され、救急体制を強化したところでございます。

○中野渡志穂委員 大変ありがとうございました。

では次に、防災訓練について伺います。

道では、地震や水害に備えた防災訓練を実施していると承知しております。訓練の成果が、今回の地震や台風の災害へ生かされた点もあろうかと思えます。

そこで、最近の訓練の実施状況を伺うとともに、地震災害は冬に発生することも考えられることから、冬期訓練の実施も検討すべきと考えます。あわせて所見を伺います。

○辻井危機対策局長 防災訓練についてであります。災害応急対策に万全を期していくためには、平常時から、道や市町村を初め、防災関係機関が連携協力し、防災訓練を行うことが大変重要であると認識しております。

道では、平成23年の東日本大震災や一昨年の熊本地震の教訓を踏まえ、地震、津波や都市直下型地震を想定した実践的な訓練を実施してきたところでございます。

また、訓練の実施に当たりましては、外部の有識者による評価もいただきながら、課題などを明らかにし、その後の訓練に反映してきておまして、今後も、全道各地で起こり得るさまざまな災害を想定しながら、訓練を繰り返し実施することにより、本道の防災力の強化に努めてまいります。

○中野渡志穂委員 今般の災害は、まさに、さまざまなリスク要因が重なった複合災害であると考えます。

地震発生後には、初めての全道域における停電、いわゆるブラックアウトも生じています。また、地震の前日には台風21号への対応もあり、さらには、地震への応急対策のさなかに、先日、台風24号も接近するなど、複合災害に対してさまざまな対応が必要と考えます。

道では、こうした事態にどのように対処したのか、また、今後、どのように対処すべきと考えているのか、伺います。

○加納危機対策課長 複合災害への対応についてであります。9月4日から5日にかけて本道に接近した台風21号に備えるため、道では、气象台と連携し、3日に、庁内の関係部局等による防災担当者会議を、翌4日には、振興局と市町村が各地域で危機管理会議を開催し、情報共有を図るとともに、災害対策連絡本部を設置し、災害が発生することを想定して、対応方針等について協議したところでございます。

こうした中、9月6日に大規模地震が発生し、道では、直ちに災害対策本部を設置するとともに、指揮室を立ち上げ、関係機関と連携の上、応急対策に全力を尽くしたところであります。

【第1分科会 10月4日 第4号】

また、9月28日には、台風24号の本道への接近が見込まれましたことから、道では、既に設置している災害対策本部において本部員会議を開催し、警戒態勢を整え、対応に万全を期してきたところでございます。

道としましては、こうした連続して災害が発生することを想定し、防災関係機関における情報の共有や連携のさらなる強化に努めまして、災害への備えを充実してまいりたいと考えてございます。

○中野渡志穂委員 重ね重ね申し上げますが、我が国は災害大国であり、中でも、北海道は、このたびの大規模な地震のみならず、過去にも、大地震や有珠山噴火などの火山災害、そして、近年多発する台風などによる豪雨災害、さらに、冬期間は暴風雪と、災害が非常に多い地域と考えます。

災害は、時と場所を選んではくれません。多発化、激甚化する災害に対して、今後、道はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今、御指摘のとおり、本道におきましても、さまざまな災害が頻発している状況にあります。

その中で、このたびの災害におきましては、震度7の大規模地震に加えて、全道域に及ぶ大規模停電など、過去に経験したことがない事案が発生をいたしました。

こうした災害から道民の皆様の生命と身体を守るためには、防災、減災に対するさらなる取り組みを一層進めていく必要があると、改めて認識いたしているところでございます。

このため、道では、今回の一連の災害対応などにつきまして、検証委員会において検証し、その結果を今後の対策に反映いたしますとともに、地域ごとに気象条件が異なり、さまざまな災害に備える必要がある、広大な本道の特性を踏まえまして、市町村を初め、防災関係機関との一層の連携強化を図るなどし、本道の地域防災力のさらなる強化に努めてまいります。

○中野渡志穂委員 災害対策についてさまざまな観点から伺ってまいりましたが、知事は、さきの我が会派の代表質問に対しまして、今回の地震についてさまざまな観点から確かな検証が必要などと答弁されております。

この問題については、知事の考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○大越農子委員長 中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 初めに、太陽光パネルの火災対策について伺います。

太陽光パネルを設置した建物等で火災が発生したとき、棒状での放水は、水を伝って消防士が感電する危険性があると聞きました。今のところ、重大事故には至っていないようですが、太陽光発電が普及し、今後、建物や設備の老朽化も進み、対策が必要と考えますことから、以下伺い

ます。

太陽光パネルは、破損や断線があっても、光源がある限り発電し続けるため、触れたり水を介することなどで感電のリスクがあります。

過去に、総務省が対策について通知を出したと承知していますが、こういった内容で、道はどう対応したか、伺います。

○大越農子委員長 消防担当課長市川晶一君。

○市川消防担当課長 消防庁からの通知などについてであります。平成25年3月に、総務省消防庁から、「太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等について」として、都道府県に通知されているところでございます。

その内容といたしましては、火災の初期から残火確認等まで感電事故の可能性があること、棒状での放水は水を伝わって感電する可能性があることなどございまして、また、その対策といたしまして、放水の距離や筒先の調整を行うこと、絶縁性の高い手袋を活用することなどが消防活動上の留意点として情報提供がなされたところでありまして、道といたしましては、これらの内容について、道内の各消防本部に対して周知しているところでございます。

○佐野弘美委員 道は、この通知を市町村にどのように周知し、実施状況を確認してきたのでしょうか。

○市川消防担当課長 道の対応などについてであります。道では、国からの通知を受けまして、速やかに、道内の各消防本部に対し、業務上の参考とするよう、同様の情報提供を行ったところでございます。

なお、毎年の火災に係る統計調査では、本道におきましては、平成27年から29年の間、太陽光発電設備を出火原因とする火災は発生しておらず、また、消防活動における事故報告においても、感電事故は報告されていないところでございます。

○佐野弘美委員 棒状での放水を避け、絶縁の手袋、長靴を装着するという対策をしても、完全に遮蔽しない限り、発電は続くため、感電のリスクは残ります。

小規模自治体も含めて、万全な対策が求められるところですが、道はどのように支援してきたのでしょうか。

○市川消防担当課長 道の支援についてであります。消防活動における事故等につきましては、これまでも、国から道を通じて各消防本部に情報提供を行い、注意喚起を図ってきたところでございます。

太陽光発電設備における消防活動中の感電事案につきましても、総務省消防庁による調査の依頼を受け、道では、平成25年度から平成29年度の5カ年について実態を把握し、道内の消防本部に情報を提供したところでございます。

○佐野弘美委員 国の報告を見ると、感電事故は、鎮火後の残火確認や太陽光パネルを剥がす際に起こっており、感電して滑落するなど、2次災害のリスクもあるとのこと。また、傾斜屋根に一体化している建物では、気づかずに放水する危険も考えられます。



【第1分科会 10月4日 第4号】

実効性のある対策とするために、道内での実態を把握し、対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市川消防担当課長 実態把握についてであります。各消防本部は、日ごろの査察など予防活動において、建物や消防設備の現状把握に努めますとともに、火災や災害などの警防活動においては、現場の状況に応じて、住民の安全確保はもとより、隊員の安全と、的確かつ迅速な活動ができるよう、各種活動要領を作成し、日々、活動に当たっていると承知しております。

平成25年度から29年度の5カ年における、太陽光発電設備における消防活動中の感電事案の実態といたしましては、道内で感電事故は発生しておりませんが、今後においても、「太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等について」に基づき、各消防本部で留意していくよう、注意喚起をしまいる考えでございます。

○佐野弘美委員 消防隊のほかに、地域で活動する消防団も周辺で活動することが考えられますので、周知を進めるよう指摘します。

普及が進む太陽光パネルですが、こうしたリスクを知らずに設置する人が多いことが問題だと考えます。火災時の放水や、その他の災害で破損したときなどの感電のリスクについては、防火・防災対策の一環として、設置者のみならず、広く道民に周知されるべきと考えます。

道はどう認識し、取り組むのでしょうか、伺います。

○大越農子委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 道の取り組みについてであります。火災や災害の発生時において消防活動を行うに当たり、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと判断した場合、その防止のため、消防法の規定によりまして、住民などの立ち入り等を禁止または制限できるとされているところでございます。

先般、消防庁消防大学の消防研究センターにおいて、地震で損傷した太陽電池パネルの対策について、感電や火災につながる可能性があること、販売施工業者への連絡、絶縁性の高い手袋等による感電防止などが注意喚起をされておりますことから、道としましても、ホームページなどを通じて、災害時における太陽光発電設備の感電の危険性について周知してまいります。

○佐野弘美委員 ホームページなどで周知するとのことでした。防災情報の一つとして、その他の機会も捉えて、幅広く周知に取り組んでいただきたいと思います。申し上げます。

次に、地域防災と避難所の環境改善等について伺います。

2016年8月の、上川、十勝に甚大な被害をもたらした大雨等災害の記憶が新しい中、ことし7月の豪雨災害、台風21号災害に続いて、9月6日未明の胆振東部地震とブラックアウトという未曾有の大災害が起き、防災の位置づけは非常に大きくなっており、道民の関心も高まっています。

私は、9月6日の震災後、直ちに札幌市北区内の避難所等で状況を伺い、その後、清田区、厚真町に入りました。

厚真町の避難所では、さまざまな取り組みがされており、これまでの教訓が生かされていると

感じる反面、マットは敷いてあっても、仕切りもベッドもなかったり、トイレが不便で高齢者が水や食事を控えるために体調を崩す心配があるなど、課題も多いことを実感しました。

これらを踏まえて、以下伺います。

山腹崩壊による土砂で多くの犠牲者を出した厚真町では、洪水と土砂のハザードマップがそれぞれ示されていますが、被災後の台風24号を前に、雨量が少ない段階で避難の指示が出されました。

また、ほかの地域でも、洪水、土砂、津波、地震、火山噴火のハザードマップがそれぞれあり、災害の種類によって避難場所が違ふとか、複合災害のときはどうしたらいいのかなどの困惑の声も寄せられています。

現状では、災害種別の防災と避難のあり方はどのようになっているのでしょうか。また、どのような課題があると認識されているのかもあわせて伺います。

**○辻井危機対策局長** 災害の種類に応じた避難のあり方などについてであります。市町村においては、津波や洪水、土砂災害など、災害種別ごとにハザードマップを作成しており、災害の種類によって、危険区域や避難方法などが異なっているところでございます。

災害種別ごとの避難行動としましては、津波の場合は高台へ、洪水の場合は浸水想定区域からの避難や垂直避難、火山噴火と土砂災害の場合は危険箇所からの退避などとなっております、こうした複数の災害リスク情報が一つの地図上でわかるよう、国では、重ねるハザードマップを公表しているところでございます。

道としましては、災害種別ごとのハザードマップにおける危険区域と、とるべき避難行動について、道民の皆様の理解が深まるよう広く周知を図るとともに、近年頻発する甚大な災害を踏まえ、地域の防災訓練を通じて、災害の状況に応じた避難が円滑に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐野弘美委員** 重ねるハザードマップについては、使いづらいとの声も聞いていますし、インターネット環境が必要です。道として、広く必要なことを周知されるよう求めます。

災害時の避難所の環境指標として、エコノミークラス症候群が注目されています。エコノミークラス症候群が世界で問題となったのは、1940年のドイツの空爆を受けたロンドンの地下鉄避難所での雑魚寝で肺塞栓症を発症し、ベッドの設置で減少したことだったと聞きました。

避難所で暮らしたアスリートの方から、私の体力でも体育館で何日も薄いマットと毛布で過ごすのはきついと聞きました。

日本の避難所の環境について、スフィア基準が示されていることは一般質問でも指摘しましたが、特にトイレについては、改善の必要性を痛感します。

一般質問では、簡易ベッドの導入について改善を求めたところでありますが、以下、トイレの確保、管理について伺います。

避難所の女性トイレは男性トイレの3倍必要など、人道援助の国際基準としてスフィア基準が示されています。

道の地域防災計画で、避難所におけるトイレ等の配備はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○大越農子委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 避難所におけるトイレなどの整備についてでございますが、北海道地域防災計画では、市町村は、避難所における生活環境を常に良好なものにするよう努めることとし、トイレの設置状況等を把握しながら、必要な対策を講じることとしております。

トイレの設置個数につきましては、国の、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにおきまして、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基を目安としておりますが、避難者の状況や被害の程度により必要個数が異なりますことから、各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数に見合ったトイレの個数と処理能力等を確保することとあわせて、女性トイレを多く設置することや、建物内のトイレを、優先して障がい者や高齢者等に使用させるなどの工夫に努めることが必要とされているところでございます。

○佐野弘美委員 厚真の避難所に9月8日に伺いました。御高齢の方は夜間もトイレの使用回数が多いだろうとの配慮で、入り口に近い場所にブースを割り当てられていたのですが、この時点で配備されていた簡易トイレは、高齢者にとって使い勝手が悪いとの話もお聞きしました。

徐々に改善されたようですが、トイレの環境整備について、経緯を伺います。

○加納危機対策課長 避難所におけるトイレの環境整備についてであります。道では、医師や保健師等を各避難所に派遣して、避難所の衛生管理の状況などを把握、確認しながら、手指消毒液やトイレの清掃・消毒薬等の必要物資を供給し、トイレの環境整備に努めているところでありますが、個々の避難所におけるトイレの具体的な整備の経緯につきましては、今後、その詳細を把握することとしていただいております。

○佐野弘美委員 ぜひ、詳細に検証して、改善に取り組んでいただきたいと思います。

旭川市のバイオトイレや、苫小牧市のとまレットの提供は非常に喜ばれていたと伺っています。

バイオトイレ、とまレット、マンホールトイレなど、災害対応トイレなどの計画的な配備が求められると考えますが、認識について伺います。

○加納危機対策課長 災害用トイレについてであります。国の、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにおきましては、災害用トイレとして、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、車載トイレなどが紹介され、それぞれの特徴などが示されているところであります。配備に当たりましては、個々の特性を十分に考慮し、対応していく必要があると認識しております。

○佐野弘美委員 災害関連死を防ぐために、水分をとり、小まめに体を動かすことが大切です。新潟大学の榛沢和彦医師の調査では、スフィア基準の項目を満たしていない避難所ほど、災害関連死の原因とされる血栓が足に見つかる割合が高く、男性よりトイレを我慢しやすい女性に、血

栓が原因の病気が多いとの結果が出ています。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、障がい者や女性等の意見を積極的に取り入れることをうたっており、高齢者や子どもへの配慮も特に必要です。

検証も含め、今後の対応について伺います。

**○辻井危機対策局長** トイレに関しまして、今後の対応についてであります。一たび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物における細菌により感染症や害虫が発生し、トイレが不衛生であるため、その使用をためらう避難者が排せつを我慢し、それが水分や食品の摂取を控えることにもつながり、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康被害を引き起こすおそれが生じると認識しているところでございます。

トイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらすとともに、不快な思いをする避難者をふやすこととなり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながるため、避難生活におけるトイレの課題は重要でありますことから、今回の災害対応について検証を行う中で、避難所におけるトイレの状況についても確認、点検し、今後の対策に反映してまいります。

**○佐野弘美委員** 避難生活におけるトイレの課題は重要とお答えいただきましたので、ぜひ、今後の対策に生かしていただきたいと思えます。

次に、大雨災害時の検証についてです。

道の防災対策基本条例では、大規模災害に際して検証することとなっております。条例を踏まえ、2016年の8月から9月の台風の連続上陸による大雨災害について、初めての検証報告書が出されています。

今回の災害支援で訪れた胆振の3町では、道職員の支援を評価する声が聞かれました。

さきの検証が今回の防災にどのように生かされたとお考えか、また、改善しなければならない課題など、今時点でどのようにお考えか、お答えください。

**○加納危機対策課長** このたびの災害対応についてであります。道では、被災市町村に対して迅速に職員を派遣するとともに、指揮室におきまして、関係機関が相互に情報共有を図りながら、ヘリコプターの運用による救出・救助活動などについて、一昨年の大雨災害に係る検証を踏まえた対応に努めてきたところでございます。

また、このたびの災害対応に関しましては、非常用電源の確保や避難所への支援物資の供給方法、さらには情報発信のあり方などについて、報道等での指摘もあったところであり、こうした点も含めまして、今後、検証を行ってまいりたいと考えております。

**○佐野弘美委員** さきの一般質問で、知事の初動対応についても検証の対象にするとの答弁でした。

さきの検証によれば、被災の重大性に鑑み、非常配備体制を敷いて、幹部職員を招集し、災害対策本部の設置の決定後、直ちに対策会議を行い、指揮室を設置して、関係各機関、国の内閣府や消防庁とも連携した情報発信に努めたようです。

今回は、それと比べてどうだったのでしょうか。

○加納危機対策課長 初動対応についてであります。このたびの災害では、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、本庁に指揮室を立ち上げ、道内の防災関係機関のほか、内閣府や総務省を初めとする関係省庁などの職員も参集のもと、一昨年の大雨災害と同様に、応急対策に努めてきたところでございます。

また、被害状況などについて関係機関で緊密に情報を共有しながら、救出・救助活動や被災された方々への対応に当たるため、適宜、災害対策本部員会議を開催いたしますとともに、道民の皆様に対する情報発信に努めてきたところでございます。

○佐野弘美委員 会議を開催し、情報発信にも努めてきたとのことですが、こうした初動は大変重要です。

本部長である知事の初動の課題に関して、知事の登庁時間と、本部員会議、情報収集と指示のあり方などについて、一般質問でも問題提起をしてきたところでは。

知事は、その直後の記者会見で、事もあろうに、初動対応はそれなりに適切だった、このような評価をされましたが、危機対策局としてもそれなりだったのでしょうか。知事の初動のことを指しているのでしょうか、伺います。

○辻井危機対策局長 初動対応への評価などについてであります。このたびの地震では、発生後、直ちに災害対策本部を設置するとともに、本部長などからの指示に基づき、状況の把握や人命最優先の応急対策に取り組んできたところでございます。

発災後には、庁内の各部局や各振興局のほか、指揮室に参集した関係機関と緊密に連携を図りながら、初動対応に当たるとともに、この間、本部長等に対して適宜報告などを行ったところであり、これらの状況報告や指示に対する対応も含め、的確な応急対策がとれたものと考えているところでございます。

○佐野弘美委員 本部長等に適宜報告等を行ったとのことですが、全道域における停電に関する北電からの連絡は何時何分で、どのように本部に伝えられたのか、本部長である知事がそのことを知ったのはいつか、本部長への報告や指示が適切だったのかなど、検証が必要です。

ここは本部長である知事に直接伺わなければなりませんので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

また、前代未聞のブラックアウトについての検証も欠かせないと考えます。

ブラックアウトに至るリスクと、北本連系の強化や、強制停電によるブラックアウト回避の手段、そもそもの省エネ、節電のあり方等、多岐にわたる検証は、国だけではなく、道としてもすべきではないでしょうか。原発のメルトダウンを引き起こす要因となる外部電源喪失についてもしかりです。

これらについては、国、北電もそれぞれ検証するとのことですが、今後設置される道の災害対応の検証委員会では、検証できる部分とできない部分があると考えます。

検証委員会は、電力に関してはどのように取り扱われるのでしょうか、伺います。

○加納危機対策課長 災害検証委員会における検証についてであります。道における災害の検

証は、その災害に対し、道や市町村のほか、防災関係機関等が連携して講じた防災対策等が十分に機能したかを把握するとともに、課題等を明らかにすることとしており、災害対応における情報の収集や住民の避難行動、救出、救助や医療活動、避難所の運営、物資の支援などを検証項目として実施することとしておりまして、停電後の対応などにつきましては、ライフラインの項目の中で検証することとしているところでございます。

○佐野弘美委員 停電後の対応については、今、御答弁をいただきましたが、ブラックアウトによる被害は、命にかかわる重大な事態を引き起こし、産業経済への影響もはかり知れません。

ブラックアウトの検証に道としてどのように取り組むのか。そこに至る要因や経過等は、防災面だけで検証できるものではなく、知事に伺いたいので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

この委員会は、どのような委員構成で、いつごろをめどに進めていくお考えか、伺います。

○辻井危機対策局長 検証委員会についてであります。このたびの災害では、人的被害を初めとする甚大な被害が生じたことから、道では、北海道防災対策基本条例に基づき、道防災会議に、学識経験者のほか、市町村や気象台などの関係機関から成る災害検証委員会をできるだけ早期に設置し、幅広い視点で検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今回の検証につきましては、最終的に報告書として取りまとめ、その結果を地域防災計画に反映させるなどしてまいりたいと考えてございます。

○佐野弘美委員 ぜひ、今後の計画や対応に生かされる検証をお願いします。

先日の台風24号の接近に伴い、被災地域である厚真町では、台風によるさらなる被害を防ぐために、タイムラインを活用して、住民の早期避難を実施したと伺っています。タイムラインは、もともと、洪水や大雨の際に活用されているものと思いますが、今後、防災対策を進めていく中でも、新たな対策として有効であると考えます。

今後の防災対策について伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてであります。道では、これまで、一昨年の本道での大雨災害や熊本地震などにおける教訓をもとに、防災総合訓練に取り組むとともに、地域防災計画に反映させるなど、本道における防災対策の強化に努めてきたところでございます。

このたびの台風24号の接近に際し、厚真町では、気象台や開発局、道と連携しながら、東京大学大学院の客員教授である松尾氏が策定いたしましたタイムラインを運用し、道路の通行どめや避難勧告等の発令がなされるなど、迅速な避難につながったものと考えているところであります。

道といたしましても、台風などの接近が見込まれる場合などにおいて、あらかじめ関係機関等が時系列的な行動計画を策定し、円滑な防災対策をとることは重要と考えておりますことから、こうした取り組みを今後の防災対策に生かしてまいりたいと考えております。

○佐野弘美委員 タイムラインの運用は、円滑な対応や検証に有効と考えます。ぜひ、参考にし

【第1分科会 10月4日 第4号】

ていただきたいと思いますが、先ほど質問した本部長の初動対応とブラックアウトなどについては、知事に直接伺いたいので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

最後に、女性登用の促進について伺います。

東京医科大学が、入試で女性の合格者を減らすための得点操作を行うという女性差別を行っていた事実が発覚しました。この問題が根深いのは、こうした差別が東京医科大学だけにとどまらず、ほかの医科大学でも行われていた可能性が高いことが国の調査でも浮き彫りになった点にあり、氷山の一角ではないかと疑われるところです。

女性が活躍する社会を実現するために模範となるべき道は、職員の採用や配置に当たって、女性職員の活躍がおくれるような、性別に基づいて異なった取り扱いをすることがあるのかどうか、伺います。

○大越農子委員長 人事課長猪口浩司君。

○猪口人事課長 職員の採用や配置についてであります。男女雇用機会均等法におきまして、事業主は、労働者の募集や採用について、性別にかかわらず、均等な機会を与えなければならないことや、配置や昇進、教育訓練などにおいて、性別を理由に差別的取り扱いをしてはならないことが定められており、また、男女平等参画推進条例においても、性別を理由とするあらゆる差別的な取り扱いを禁止しているところでありまして、道においては、職員の採用や配置に当たって、一切の差別的な取り扱いは行っていないところでございます。

また、平成26年3月には、人事施策の基本方針を定め、女性職員の登用や、子育てと仕事が両立できる環境づくりに向け、女性職員支援室の設置や人事配置の配慮といった積極的な取り組みを進めてきたところであり、平成28年4月には、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を定め、女性の活躍の総合的な支援に取り組んでいるところでございます。

○佐野弘美委員 一切の差別的な取り扱いは行っていないとの御答弁でしたので、女性の登用についてもそうなのか、以下伺います。

知事部局の本庁課長級以上に占める女性職員の割合はどうなっているか、過去5年間の推移を伺います。

○猪口人事課長 女性職員の登用状況についてでございますが、毎年度の定期人事異動における知事部局等の状況について、本庁課長級以上の女性職員は、目標とする8%に対しまして、平成26年度が31名で、その割合は4%、27年度が35名、4.6%、28年度が41名、5.2%、29年度が50名、6.3%、今年度が60名、7.5%となっているところでございます。

○佐野弘美委員 私どもの会派が30年以上前から繰り返し求めてきたことが、ようやく実現に近づいたことは1歩前進です。しかし、まだ道遠しです。

道の女性登用率は着実に増加しているとのことですが、そもそも、全国平均や他の都府県に比べて登用率が低い状況をどのように受けとめているのか、伺います。

○猪口人事課長 他の都府県との比較についてでございますが、内閣府の調査における女性管理職員は課長相当職以上と定義されておりまして、その割合は、平成29年度で、全国平均の9.0%に

対しまして、道の知事部局と教育庁、道警を含めた数字は5.2%となっているところでございます。

それぞれの都府県で組織機構や職制などが異なるため、一律に比較することは難しいと考えますが、道では、他の都府県と異なり、昇任も含め、転居を伴う広域の異動が多く、女性職員にとりましては、育児等による転居の困難性が、女性管理職員の割合が全国平均を下回っていることの一つの要因になっているものと認識しております。

このため、意欲と能力のある女性職員につきましては、結婚や出産、育児などの事情によって広域的な転勤が困難な場合などには、適材適所を基本としながら、現在の勤務地での昇任や配偶者との同一勤務地への異動など、人事上、配慮した昇任管理を行っているところでありまして、こうした取り組みにより、将来的な女性職員の幹部登用にに向けた裾野が広がってきております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 全国でワースト4位という現状認識が不十分ではないでしょうか、伺います。

○大越農子委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 他都府県との比較についてでございますが、それぞれの都府県で組織機構や職制などが異なるため、一律に比較することは難しいと考えておりますが、これまでの取り組みにより、知事部局における本庁課長級以上の女性職員は、平成26年の31人、4%をスタートとして、平成30年には60人の7.5%と、人数では4年間で2倍としたところであり、目標とする8%に向け、適材適所を基本としながら、引き続き、女性の登用の促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 この先も継続的に登用することができるのか、どのような取り組みによって登用率の拡大を図ろうとしているのか、伺います。

○佐藤人事局長 登用率の拡大に向けた取り組みについてでございますが、女性職員の幹部職員への登用拡大を継続していくためには、将来の幹部候補である主幹級や主査級の女性職員層に厚みを持たせていくことが重要でございます。

道では、これまで、メンター制度の導入や女性職員支援室によるワンストップの相談対応など、職員のサポート体制を構築するとともに、上司である管理職に向けた子育て支援研修の実施や、ワーク・ライフ・バランスの確立など、働きやすい職場づくりに努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、個々の事情にも配慮した適切な人事配置などを通じて、女性幹部職員候補者の裾野を着実に広げるとともに、新たに実施する女性リーダー育成カレッジなどの研修の充実により、職員の意識改革にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 新しい施策についてお答えいただきましたが、もっと具体的な施策を求めたいと思っております。



【第1分科会 10月4日 第4号】

部長級の職員数について、過去5年間でどうなっているでしょうか。高橋知事になってからの部長級の総人数と、そのうちの女性の数もあわせてお答えください。

○猪口人事課長 部長級の職員についてであります。平成15年度以降、知事部局などにおける部長級職員には延べ393名を任命し、そのうち、女性職員は延べ8名となっております。

過去5年間に於ける部長級職員のうち、女性職員は、平成26年度が2名、平成27年度が3名、平成28年度と平成29年度がゼロ名、今年度が1名となっております。

○佐野弘美委員 部長級への登用率は依然として低いと言わざるを得ません。

このことをどう受けとめて、増加に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○佐藤人事局長 女性職員の登用についてでございますが、部長相当職などの選任に当たっては、職員の経験や識見等を十分に考慮するとともに、道政を取り巻く諸情勢なども勘案しながら、適材適所を基本として行っているところでございます。

知事部局等における本庁課長級以上の女性職員数とその割合は、繰り返しになりますが、平成26年度の31名、率にして4.0%から、本年度は60名、7.5%となり、着実に増加してきているものと認識してございます。

道といたしましては、今後とも、将来の幹部登用を見据えた人事配置に努めるなどして、女性の登用の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 女性の部長級職員が2%、8名とは余りにも少な過ぎます。ここは知事の姿勢が問われると思いますので、知事に伺いたいと思います。

次に、育児休業の取得等についてですが、道職員の育児休業の取得について、過去5年間の男女別の取得者数と取得期間の推移を伺います。

○大越農子委員長 給与サービス担当課長増田弘幸君。

○増田給与サービス担当課長 育児休業の取得状況についてでございますが、知事部局における育児休業の取得者数とその割合は、平成25年度は、女性が45名、81.8%、男性が2名、2.2%であり、26年度は、女性が75名、94.9%、男性が2名、2.0%、27年度は、女性が58名、93.5%、男性が4名、3.7%、28年度は、女性が64名、100%、男性が4名、2.7%、29年度は女性が67名、100%、男性が2名、1.3%となっております。

なお、今年度は、9月末現在で、女性が47名、男性が7名取得しており、取得割合は、年度末時点で、子どもを出生した職員数等を調査する中で別途算定することとしております。

また、育児休業の取得期間につきましては、平成25年度からこれまでの5年半では、女性職員の9割以上が6カ月間を超えており、男性職員は平均で約101日の期間となっております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 子どもの出生時における男性職員の休暇の取得率とその日数について伺います。

○増田給与サービス担当課長 子どもの出生時における男性職員の休暇取得についてでございます

が、配偶者の出産予定日の1カ月前から出産日後1カ月までの期間において、配偶者出産休暇及び年休等を5日以上取得した職員の割合とその平均取得日数は、平成25年度は37.9%で7.7日、26年度は46.9%で8.2日、27年度は63.6%で7.9日、28年度は53.1%で8.4日、29年度は54.4%で8.6日となっております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 いずれの数値も低く、この状況では実現性が感じられません。

目標の実現へ向けて、さらなる取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

○佐藤人事局長 今後の取り組みについてでございますが、道では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進の観点から、男性職員が子育てに参加しやすい職場環境を整えていくことは大変重要なことと考え、職員が子育てをしやすい勤務環境の整備に向けた特定事業主行動計画を策定し、育児休業取得率など、数値目標を設定するとともに、育児計画書の作成や子育て支援セミナーなどの取り組みを行っているところでございます。

今年度からは、これまでの取り組みに加えて、育児休業中の職員に対する、ならし勤務制度の新設や、男性職員向けリーフレットを改定し、新たに、育児休業の体験談や育休中の給与等を掲載するなど、新たな取り組みを進め、男性職員の取得者数は増加しているところであり、引き続き、管理職員を含め、全ての職員に対して、研修や会議の場など、機会あるごとに、子育て支援の重要性や育児休業制度等の周知徹底をさらに進めるとともに、職員の意識改革に向けた取り組みをきめ細やかにを行い、誰もが育児に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 全国に比べて低い女性登用率、さらには、女性活躍推進法に基づく公表によると、男性職員の育児休業取得率も前年に比べて低迷しており、まだ効果的な取り組みとは言えません。

女性登用のさらなる推進のため、計画の見直しも含め、本気の取り組みを進めるべきと考えますが、お考えを伺います。

○大越農子委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 女性職員の登用促進等に関して、今後の取り組みについてであります。女性職員が、出産や育児などのさまざまなライフステージに合わせながら、その能力や意欲を生かし、道政の各分野で活躍するためには、男性職員の育児参加など、仕事と家庭を両立できる環境づくりに加えまして、着実にキャリアアップできる計画的な人材育成が重要だというふうに考えてございます。

このため、道では、安心して育児休業を取得するなど、子育てに専念できる環境づくりや、長時間労働を見直すワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組むとともに、若手職員のときから、昇任の意識を向上させる研修を実施するなど、女性登用の裾野の拡大を図る積極的な人事配置に努めてきてございます。

道といたしましては、引き続き、女性職員が安心して働き続けられる職場づくりに努めること

【第1分科会 10月4日 第4号】

に加えまして、昇任に向けた意識づけ研修の実施とか、育児などの職員のライフプランを踏まえた計画的な人事配置を行うなど、きめ細かな人事管理に取り組むことによりまして、今後とも、女性職員のさらに一層の活躍の促進につなげてまいる考えでございます。

以上です。

○佐野弘美委員 職員監から、女性の登用、並びに、男性職員の育児休業取得率の向上などの取り組みのさらなる推進に向けた決意が述べられたところではありますが、残念ながら、具体的な数値などの目標や施策については示されませんでした。

これらは、やはり、知事の姿勢が問われる問題だと思います。女性活躍推進の方針に逆行するような閣僚人事を決定した安倍首相への認識等とともに、直接、知事にお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○大越農子委員長 佐野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大越農子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○大越農子委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本分科会は、9月28日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、畠山副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時22分閉会